

第九十八回国会 参議院 科学技術振興対策特別委員会 会議録第五号

(一一三)

昭和五十八年四月十三日(水曜日)

午前十時九分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

山田 勇君

補欠選任

青島 幸男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

江島 淳君

長田 裕二君

片山 正英君

杉山 令嬢君

高平 公友君

成相 善十君

八百板 正君

吉田 正雄君

佐藤 昭夫君

小西 博行君

青島 幸男君

安田 隆明君

安田 佳三君

下邳 昭三君

加藤 泰丸君

科学技術振興

局長

科学技術庁原子

力局長

科学技術庁原子

力安全局長

常任委員会専門

員

町田 正利君

御園生圭輔君

高沢 信行君

末廣 恵雄君

資源エネルギー

庁公益事業部原

子力発電課長

資源エネルギー

庁公益事業部原

子力発電安全審

査課長

本日の会議に付した案件

○科学技術振興対策樹立に関する調査

(科学技術振興のための基本施策に関する件)

○技術士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野明君) ただいまから科学技術振興

対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、山田勇君が委員を辞任さ

れ、その補欠として青島幸男君が選任されまし

た。

○委員長(中野明君) 科学技術振興対策樹立に關

する調査のうち、科学技術振興のための基本施策

に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 先回の委員会審議までに何回かに

わたりました、今度筑波学園都市の中の谷田町町

に設置を予定されておりますP4施設についてお

尋ねをいたします。

いままでの議論の中で科学技術庁当局から明ら

かにされたP4の目的、とりわけ、この取り扱う

いろいろな微生物の内容等について、理研当局の

見解や、それから厚生省の担当者との間に、必ず

しも明確な見解の統一がなかったのではないかと

思うんです。もうちょっと申し上げますと、P3

で扱える範囲のものを扱うんだけれども、より安

全性という観点からP4という施設であります

と、こういうことを理研当局も当初言っておった

わけですし、それからこの委員会でもそれらし

き発言もあつたと思うんです。ところが次第に変

わつてまいりました、厚生省の一部では、いやP

3で扱えない危険なものについて新設されるP4

で扱ってもらふんだと、こういうことも相当な責

任者が言っているわけです。それから理研の地元

に対する発言等でも、どうも首尾一貫していない

ということがあります。もう過去のことはくどく

ど申しません。

そこで、P4施設設置の目的、それから研究レ

ベルの内容ですね。地元住民が一番心配してあり

ますのは、危険な微生物が何らかの条件のもとに

外部に出るといふふうなことになるのは困る、こ

ういう心配が一番強いわけです。反対もまたそれ

が最大の理由であるわけですから、そういう点

で、いま申し上げました施設建設の目的と、それ

から研究レベルの内容とものについて、今回

は明確な御回答をいただきたいと思うのです。

○政府委員(原田稔君) 従来のP4の説明につき

ましてあるいは若干の混乱があつたかなという感

じを私も持つておりますが、やや長くなります

が、少し詳細に御説明申し上げたいと思います。

P4建設の目的は、一言にして言いますと、遺

伝子組みかえ研究につきまして、やや専門的にな

りますが、新しい宿主―ベクター系を開発してい

く、これはまた後で申し上げますが、これが非常

に遺伝子組みかえ研究にとって大事な基礎的な研

究でございますが、その安全性をそこでしつかり

確かめるといふのが一つの目的でございます。

それからもう一つは、日本全体としての遺伝子組

みかえについての基礎的な研究を行う。あるいは

は、産学官とよく申し出ておりますけれども、そ

ういふ関係の共同利用施設的な色彩を持つ。こんな

ところに目的があるわけでございます。

御案内のように、遺伝子組みかえについての研

究というものは、各国でいま盛んに行われており

ます。ヨーロッパ各国、先進国その他で競つて行

われております、それはやはり今後の科学技術

の一つの非常に将来性のある分野である。しかも

それはがんの撲滅ですとか、あるいは食糧の増産

ですとか、あるいは食糧の改良ですとか、そうい

った面で将来非常に有力な手段を提供する、こう

いう期待が大いからでございます。特にアメ

リカではかなり進んでいるという状況のようござ

います。そういう世界的な状況に対応するとい

うのもこの施設の一つの目的であるわけござ

います。

御案内のとおり、この遺伝子組みかえ作業を大

ざっぱに分けますと、二つの部分に分かれるわけ

でございます。

一つは、DNAというものを、これは遺伝子で

ございますが、それを供与する、それを与える、

そういう部分と、それからもう一つの部分は、そ

れを受け入れます、たとえば大腸菌ですとか、あ

るいはたとえば枯草菌ですとか、現在遺伝子組み

かえ指針の中で認められておりますそういうたぐ

い一般的な菌あるいは微生物、それが受け入れ

て、そこで遺伝子の働きによってインシュリンを

つくるとか、あるいは将来にわたつてはがんに対

する有効な薬、そういうものをつくると、こうい

つたような二つの部分に分かれるわけございま

れども、理研の現地住民に対する説明というのは、むずかしい科学的な内容のことを言ってもわかりませんからそれはやむを得ない面もあると思うんですけれども、とにかく安全だの一点張りでしたわけですね。

特に住民が不安に感じたのは、昨年の十月ごろ、それまでの実験指針に示されたもの以外に新たにいまおっしゃった新しい宿主「ベクター」を使うということをやったということが、これはどういうことだ、いままでの話と食い違っているではないかということだ、一層不安をかき立てたということなんです。具体的にどういふものを言ったのか私もそこでは立ち会っておりませんのでわかりませんけれども、もう一つだけ確認をしておきたいと思ひますのは、この実験指針以外のものについてはこれは当然扱ってはいけないうけです、それから住民がもっと心配しておりますのは、実験が進んでいくうちに将来より危険なものへと拡大をしていくおそれはないのかという点なんです。その点をもう少し明確にさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(原田稔君) このP4施設の中で行われる研究の基本的な目的は、先ほど申し上げたとおりでございます。ではこれからこの研究をやる場合にどういふ手順でやるのかということが、恐らく先生の御質問と関連があると思ひます。

新しい宿主「ベクター」系をやる場合、あるいはそうでない実験でありまして、理研の中に設けられます安全委員会というのがございます。これは先生御案内のとおり、理研と地元の町との間で覚書を交換いたしまして、その安全につきまして、あるいはこの施設の運営につきまして、基本的なことが合意されております。特にこの安全委員会の構成メンバーにつきましては、町の推薦する人を複数入れると、こういうことになっております。恐らく町の方からりっぱな方が御推薦されてくると思ひますが、理研で行いますこのP4を使う一切の実験は、まずこの安全委員会の審査をパスしないといけません。ここでは、そういった

意味での詳細なチェックが行われます。

それからさらに、その実験の内容が、先ほど申し上げました政府で決めた遺伝子組みかえ指針の中で個別審査を要するというような内容につきましては、これは科学技術庁に参りまして、科学技術会議の中に設けられておりますライフサイエンス部会、この中の専門家の方々の厳重な審査が要ります。そういう審査を得まして初めて実験に着手できるわけでございます。

私どもは、この研究所の設置の目的が申し上げたような目的でございますから、そもそも危険なものを取り扱う必要は全くないわけでございますけれども、いま申し上げたようなチェックの手続がありまして、地元の方々も御心配になるようなそういうような、まあどういふようなことを御心配されているか必ずしもつまびらかではない点がございますけれども、危険な研究、地元の方々を不安に陥れるような危険な研究はそもそもできないような仕組みになっている、こういうことを申し上げていいのではないかと思ひます。

○吉田正雄君 町当局と理研の確認書でけれども、いまおっしゃったように、町当局の推薦する複数の研究者と言つたらいいんですか、学者を委嘱もできるということがあるんですけれども、私は、この問題に限らず、学問研究の場合には、賛成派だけの論議では真の意味での安全性の確認とか科学技術の発展というのはいんじやないかと思ひます。

これは原発でもいふんやつてまいりましたけれども、反対派がいろいろ意見を述べることによつて、推進派あるいは賛成派の気がつかないような問題点あるいは痛みの点というのがやはり出てくるわけですから、そういう点では、何が何でもという意味での反対ということではなくて、いろいろな問題提起をしてより安全性を確認するという意味でそういう問題意識を持つておる、あるいは指摘できる人の意見というものも十分取り入れていく。そういうものでないと、私は本場の意味での学問の発展というのはあり得ないんじやないかと

思つております。その辺は、今度科学技術庁としても十分ひとつ、大きな度量といひますか、気持ちでもつて対処をしていただきたいということをつけ加えておきます。

そこで次に、P4施設が共同利用されるということになっておりますので、この共同利用のあり方についてもいろいろ心配する方があるわけですが、これは、従来の物理とか化学、こういうものをやつてきた方と、病理学的な医学的な立場とか、生物学的な立場の研究学者というものがごつちやになつて研究するという場合も考えられるわけですね。各省庁から、あるいは民間等からいろいろこの施設を利用されるということですが、必ずしも細菌的な取り扱いになれておる人とは限らないわけですし、そういう点で、共同研究のあり方というものについても十分検討を加えていかないと、思ふぬところから思ふぬ事故が起きるというふうなこともありますので、その点についてふつておいていいことになるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(原田稔君) 先生の御指摘のとおり、この施設は共同利用施設としての性格も持つておるわけでございます。

まず、この施設の利用対象者といひましては、微生物なり細菌の取り扱いに習熟した者だけに限定をすることにいたしております。その人の御専門が、あるいは物理ですとか、違ふ分野の人が入つてくるかどうかはよくわかりませんが、ともかく微生物なり細菌の取り扱いに習熟した方々だけに限定いたしております。それから、外部の方が利用する場合には、理研との間で厳重な安全に関する契約を結ばせることにいたしております。その契約の中味などは現在理研等で検討中でございますけれども、万が一事故が起きないようには、理研の熟練した職員がP4施設で研究をする、その場合と全く同じレベルのいろいろな規制をそこで要求しようと思つております。そういうことで、安全につきましては十分な措置を講じたと思つております。

それから、先生の御指摘がありました他の分野の学者との共同研究。私は、恐らく他の分野の学者の方々がP4施設に入つていろいろ操作をするということは余りないんじやないか、恐らくP4施設で得られた研究成果というものを他の分野の、物理ですとか、そういった研究の方々が活用してそれで新しいアイデアを出していくとかいふようなことではないかと、こういう感じを持つております。

○吉田正雄君 共同利用の一つの形態として企業がこの研究施設を利用するという場合が当然考えられますし、そのまた門戸を開放しているといふふうにも思ひますけれども、その場合に、企業研究が優先するとかいふことで、それが企業の利益だけにつながつていくというおそれがあるんじやないかという点で、企業研究優位の体制が、たとえば研究費を出しますというふうなことから次第に強まっていくなじやないかというおそれもあるわけですので、この点についてはどのようにお考えになつておりますか。

○政府委員(原田稔君) 先生のいまの御指摘のとおり、企業も、P4のみならず、この施設はP1からP4まであるわけでございますが、施設を利用するということがあり得ると思ひます。ただ、あくまでもこの研究の目的が、冒頭申し上げましたとおり、新しい宿主「ベクター」系についての安全性確認、それから遺伝子組みかえに関する基礎的な研究などが主目的でございますから、私どもは外部の方々の利用というのは恐らく大学関係者の方々の利用がほとんどではないかと思ひます。かつまた、そういう施設の目的からいたしまして、仮に企業の方々の研究というものがあつたにいたしましても、そういった基本的な目的に照らして、基本的な目的の研究が阻害される、それが邪魔になるというふうなそういう研究であれば、それはお断りをするということになると思ひます。

○吉田正雄君 その点きちつとひとつやつていただきたいと思ひますのは、この前の昭和六十四年の問題

が大きく出ておりまして、大学の研究機関までが企業によつて、これはどちらにどれだけの責任があるのかというのはまだ調査段階であるわけですから最終結論は出ていないと思ひますけれども、いづれにしてもうっかりするといふそういう結果を招きやすいことになりまして、この点はひとつ厳に指導官庁としてはそういう過ちが起らないようにやつていたきたいと思ひます。

次に、この研究内容の公開の問題ですけれども、かつて微生物研究といふものがいつの間にか細菌兵器の製造といふふうな恐ろしい方向につながつていったといふこともありますので、そういう点で私は、ここで研究された成果といふものは当然に公開されなさいといふところ。場合によつては特許等との問題もいろいろ出てくると思ひますが、そういう点で、研究成果の公開、さらには仮に企業との共同研究等の場合、企業機密、秘密の名のもとにそれが公開をされないといふふうなことで非常に問題が起きてくるんじゃないかと思ひますので、その辺のようによつて考えなさいといふのか、お尋ねいたします。

○政府委員(原田稔彦) 先ほど申し上げましたとおり、このP4施設でやる研究につきましては、一つ一つ理研内部で、これは外部の方々が複数入つておられるわけですが、安全委員会が審査されます。したがって、そこでどういふ研究をどういふ目的でやるのかというのがすべて審査されます。かつまた、それが、組みかえ指針で個別審査を要するといふものにつきましては、科学技術会議まで上がつてくるわけですが、そういうシステムになつておりますから、その研究の中身がともかく当事者だけしかわからないというふうな仕組みにはそもそもなつておりません。

それから、公開の問題でございますが、私も、この研究の内容なり成果につきましては、公開を原則にしたいと思つております。ただ、先生の御指摘がありましたように、でさうがった研究成果、それにつきまして特許等の問題が生

ずる場合があります。そういう場合につきましては、その関係の問題がある部分につきましては、あるいはすぐに公開ということにならない場合があるかもしれません。ただし、安全という点につきましては、これは安全性に必要な限りにおきましては、私も、それはもう研究を含むような研究につきましてもできるだけひとつ適当なタイミングを見て公開をしていきたいと思つております。

それから、施設の見学でございますが、これもなるべくひとつ多くの人に見ていただきたいと思つております。ただ、御案内のとおり、こういう微生物を取り扱う研究所は、外から雑菌等が入る可能性が非常にありますから、遺伝子組みかえ指針などにおきましても原則として中には入れないことになつております。そういう指針で決められた原則は、もちろん守つていくわけですが、そういう原則の中で、なるべくこの施設につきましても多くの方々に見学していただきたい、もし、理由のないと言つて失礼でございますが、そういう不安があると思ひます。そういう不安を解消していただくように努力していきたいと思つております。

○吉田正雄君 いまのお話の中で、一つの研究グループが秘密にやることではないだろうということなんですけれども、人間世界ですから、たとえばこの前の昭和六十四年問題を見ても、管理体制がきちつと行き渡つていないところ、教授であるとか主任研究員の意向といふものが非常に徹底をするわけです。そういう点から、その人の考え方がちよつとおかしくなつた場合には、いま言つたことが守られないという場合も率直に言つて出てくると思ひます。だから、チェック体制をどうするか事前の会議で決めても、常に研究が終るまでそういうチェック体制というのは、大変意味での管理体制でなくて、そういう心配が出ないようなチェック体制といふものをきちつとやつていく必要があるんじゃないかというふうに思ひますし、それから、同じくいまのお話の中で、最もすばらしい成果といふもので特許をと

取るということになれば、これは逆に言えば公開をされる、逆に悪用はされないといふことになるわけですが、これも、特許を取らないことの非常な高度な成果といふものがあつた場合には、これは場合によつては秘密になるのかないかといふまじやうな感じが部分があつたんですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(原田稔彦) 私もちよつとよくわかりませんが、まず、特許を取るものにつきましても、特許の申請をするまでの間は秘密にしませんと、これは公開になつてしまふことから、新規性を失いますから、特許をとることができませんから、その間はやつぱり秘密にしないといふことだと思います。

それから、もう一つの、特許までいまだかなくてノーハウとして秘密にする部分があるいは出てくるのかどうかよくわかりませんが、そういうものがあつた場合には、私も、それについて、一応観念的には、その中でも安全性に関するもの、地元の方々一般の方々が不安に思ひないうように、安全性に関する部分についてはなるべくこれを公開してきたいと思つております。

ただ、よくわかりませんが、インシュリンを生産する場合に、大体のところはこういう菌を使つてこういうベクター系といふのは、恐らくいろいろな学者の方々がやつておられると思ひます。ただ、そのやり方で能力がかなりよくなつたり悪くなつたりするやうなことも恐らくあると思ひます。そういう能力がよくなつたり悪くなつたりするその微妙なやり方のところまでを全部公開するといふことになりまして、これまた研究者の意欲をそぐことになりまして、その辺はやはり研究者の意欲をそがないで、なるべくどん研究をしてもらふといふことと、それから、先ほど申し上げました、観念的には安全性にかかわる部分についてはこれは公開をしていく、こういう原則は堅持していきたいと思つております。

○吉田正雄君 いまそこが一番心配されるところなんです。研究者のノーハウといふ名のもとに、

研究者の意欲をそがないために、場合によつてはということがあつて、それ、それは、研究者の公開の論文によつて、その人の業績として当然広く認められることになるんです。だから、特許を取るまでの一定の間秘密にしておくといふのはわかりませんが、さうでないものについて、ノーハウがどうとかいふ理由で、あるいは研究者の意欲をそぐまいからということと秘密にするといふことはいまだ残ります。それから逆にさういふ問題が出てくるんじゃないか。逆に言えば、それを秘密にしたものが仮にたまたま企業との共同研究であつたといふことになりましたと、それは企業の名によつて今度は全く秘密にされていくとか、いろいろな事態が出てくると思ひますので、私はさういふ点では、理研、国が関与したこういう施設であるわけですから、重要なものについてはこれは特許を取るということとは当然出てくると思ひますが、その他については、堂々と研究者の氏名を付して公開をして、成果を世の中に広げていくという基本的な考え方といふものはあくまでも厳守をしていただきたい。私はあいまいまだ残つたら非常に危険だと思ひますので、その辺どうですか。

○政府委員(原田稔彦) ちよつと私もその辺になるとややわからない点もありまして、自信もないわけでございます。

やちよつと国粋主義的なことを言うようでは申しわけありませんが、せつかくアメリカよりリードしたというのに、その競争相手国にさういふやうなことをやるのもどうかという感じもいたしますし、ただ先生、研究者の方は逆に、自分はこのだけの成果を上げたぞ、それを公にしたいという意欲もあるわけでございます。その辺は私は、この施設を取り扱つて理研全体の、一つは研究者が主体でございますから、研究者としての一つの良識みたいなもの、常識のようなものがあるんじゃないかと思ひます。

それから、何遍も申し上げておりましたが、観念的には、安全性にかかわる、安全についてのそ

というような問題については、これは公開するわけ
でございませう。いまの段階で、大変申しわけ
ありませんが、私はそういうことではないかなと
いう感じは持っていますのでございませう。

○吉田正雄君 念を押しますけれども、それが共
同研究であつて、いま言ったような非常に、公開
か非公開かという部分が絡んでくる。ところが、
共同研究ですから、企業との共同研究の場合、こ
れはその成果というのは企業も分かち合っている
わけですね。それが今度は企業内部では企業秘
密ということで、結局はこの研究施設を利用して、
企業が企業秘密の名のもとにそれを抑え込ん
でしまふということになつて、まさに企業に利用
された、こういう結果になつていくわけですね。そ
れは公開できないんですから、あくまでも都内秘
でもつてどこにも出ていかないう点がありま
すので、私も、では具体的にどの程度までのど
点ということになりますとよくわかりませんの
で、私の方でももう少しその辺は調べてみたい
てみたいとして、この点だけはひとつ次回まで
もうちょっとはつきりさせてもらいませうと、非
常に問題が残る部分だと思つてから、灰色部分
としてこの問題はそこをただ保留しておき
ます。

次に、研究施設の建設をめぐる地元住民との
問題、トラブルがいろいろ起きてきたわけだす
ね。昨年の二月、ちょうど一年ちょっと前にな
りますけれども、当時、局長も参議院の会議室か何
かに出られたと思うんですけれども、前の別の局
長だつたんですか、理研側の代表理事、それから松
田審議官ですか、等もおいでになりました。現地
住民との間には、住民の合意がない限りは、一
本打ちません、こういうことをそのとき明確に約
束されたんですよ。そのときに、地元との同意とい
うのは何だ、町が賛成と言つたらそれでいいの
かと言つたら、いや、それはあくまでも住民の皆
さんが当然含まれます、町当局だけがうんと言
えばいいということじゃない、そういうことまで発
言をされておつたんです。それで住民は安心して

帰つたということなんですから、その後の状
況というのはそれは別の方向に行つてしまつた
ということなんです。

そこで大臣 P4の問題に限らず、原発に限ら
ず、要するに環境に一定の影響を及ぼす施設ある
いは研究機関等というものが設置される場合に
は、これはやはり地元住民の同意を得るというこ
とは私は憲法上も当然のことだと思つてゐます。

日本の現憲法では、あくまでも基本的人権、生
命あるいは生活、幸福、職業、あらゆる面での基
本的人権というものを非常に手厚く保障してい
るわけですね。保護じゃないんですよ、保障してい
るんです。そういう点から考えますと、最後に問題
になるのが、公共の利益とか公共の福祉という問
題と、それから個人の基本的人権、そういう個人
の利益とかかわり合ひの問題になつてくると思
ふんです。そこで特に私は、単なる利益論的なも
のでなくて、住民の生命とか健康とかに影響を及ぼ
す環境、公害の問題に関連するわけですが、そう
いう問題について厳しく憲法の基本精神というも
ののいかかり合ひで検討する必要があるのじや
ないか。

後ほど放射線被曝の問題でもお聞きしますが、
分野は違つても本質的には同じだと思つてゐる
のが、御承知のように国際放射線防護委員会の七
年の勧告の中でどういふことを言つてゐるかと
いうと、十一項目のところ、「人間の諸活動に関
するたいていの決断の基礎をなしているのは、費用
と利益とを暗々裏にはかりにかけた結果、ある選
ばれた行為は行ふ価値があると結論される、とい
う形式である。それほど一般的ではないが、選ば
れた行為の遂行は個人あるいは社会に対する利益
を最大にするように調整されるべきであるという
ことも認識されてゐる。」ということなんですね。
ただ公共の利益とか国家政策の名のもとに個人の
基本的人権が一切無視されるということになれ
ば、これはまさに国家による暴力行為になるわけ
でして、これは憲法が厳に禁止しているところ
です。

そういう点で、個人の許容し得る範囲内の忍耐
といつたらいいんですか、権利放棄といつたら
いいんですか、そういうものでなければいけない
と思つてゐるけれども、今回の建設に当たつては地
元住民との安全性の議論というのが必ずしも十分
でなかつた。説明がその都度変わつていつた。そ
れから関係諸官庁の意見も、私は国土庁にも当
たり、厚生省にも当たつたり、もちろん科学技
術庁、それから理研の考え方、これをいろいろ聞
いたわけですが、微妙に少しずつみんな食
ひ違つたりしてゐるわけですね。これはいまま
でも何

回も議論をやつておるからはずきりしてゐるん
です。地元住民の一番心配したのが安全性の問題で
すから、その都度答弁が変わつていくというふう
なことではこれは納得するわけがないんです。そ
ういふ点で、約束がほごにされたということ、
私も立ち会つておりますので、非常に遺憾に思つ
てゐるんです。しかし現に建設が進行されてお
ります。

そこで、この前実は現地に行つて、これは科
技庁当局からも担当者が参りましたし、理研側か
らも出てまいりましたし、それから周辺の町村の
皆さんも後で見えただけなんですけれども、その
議論の中で私が一番驚きましたのは、地域住民とい
うのは一体何なんだ、住民の範囲というのはい
か、言つたら、住民の範囲を指すんだという答
が返つてきたわけですね。これはもう全く官僚
の発想でしてね、地元住民というのはその施設が
建つたことによって影響を受ける人々たちなん
ですよ。だから、地図の上で線を引いて、ある
町の外れにあつたとして、そこには住民はい
ない。ところが、地図の上の線一本の向こうに
隣村の人がおつて、この人たちがその施設の影
響を一番受けるというときに、影響のない行政
区域の町当局の賛成を得たからそれでいいん
だということにはならぬわけですね。そういう
点で、全く何を考へておるのか、じゃ地元
住民という地元という意味はどういうふう
に判断をするんだ。こういうことで、こ
れは改めて委員会でお尋ねをいたしますと言
つて

そのとき別れたんですけれども、これは重大な
問題ですので、局長の答弁になりますか、大臣
の答弁になりますか、地元というものは一体何
なのかということを確認させていただきたいと思
ひます。

○政府委員(原田俊君) 先生が最初に御指摘の
御会合のときには、恐らく私ではなかつたと思
ひます。それは別に関係がないわけではござい
ますが、私も、地元というものの範囲を考へる
場合に問題を一に二に分ける必要があるんじゃないかとい
う感じがいたします。

一つは、これは問題を分けるという点で、ある
程度はつきり申し上げるわけではございますが、
当該施設を着工するとか当該施設の建設に着手
するとかいうような、そういう時点での判断の
問題、それからもう一つは、実態的になるべく
広い範囲にわたつての地元の方々に理解を求め
るよう努力をするという問題、この二つあると思
ひます。

第一の、建設をするとかしないとかいふ問題
につきましては、もちろんなるべく広範な地元の
方々に御理解をいただくといういろいろな努力を
積み重ねての上でございませうけれども、基本的
には当該施設が建つ当該町、その御承認ある
町議会の御承認、こういうものではないかと思
つております。そうでないと実務上仕事が進ま
ないわけではございませうから、そこで、特別に
例外的な場合は何かあるかもしれないけれども、
原則的にはやはり当該地域団体の立地してゐる
当該町の同意、町議会の同意、それを得て着工
するというのが私どもの基本的な考え方である
わけではございませう。

ただ、第二点の、なるべく広い範囲にわた
りまして、こういう施設についての御理解をいた
だく、こういう点につきましては、私も当該行
政区域だけで十分であるとは思つておりません
が、いまは、隣接の市町村等とかがそういう
ところにも理研の幹部等が説明に行つてお
りまして、それから、地元におけるいろいろな
説明会に

おきまして、周辺の自治体に住む方々、そういった住民の方々も入ってきて、いろいろな御説明を聞いているのではないかと思います。

私どもの物事の整理の仕方としては、以上のような考え方でおるわけでございます。

○吉田正雄君 それは逆じゃないかと思うんですね。最終的に着工する場合に、たとえば建設道路が必要だとかということで、その行政区域の自治体の町とか議会の同意を得てやるというのは、これは最終的な、具体的な工事へ入るといふ場合に必要なことなんです。しかし、最も影響を受けるのが、そうでなくて他の行政区域内の住民であるという場合には、まずその同意が絶対必要です。

これは、たとえばごみの焼却炉とか、東京都でもずいぶん問題がありましたよ。焼却炉を建てるのはAという区である、しかしそこへごみを運ぶために隣接の区を必ず通らなきゃならない、ごみを運んでいく場合、そういう場合に、建てるところがAという区であるからその同意さえ得ればいいといったって、その住民というのはほとんど影響がない。むしろ隣接の方から道路があつて、最も影響を受けるのはその他の区域の住民だということに、そんなのは後でいいんだ、まずこつちの方さえ許可をとつてしまえばそれでいい、あとは皆さん御理解くださいと言つておけばそれでいいというのは、これは僕は全く発想が逆だと思ふのです。

そうでなくて、最も影響を受ける住民の理解と同意を得て、その上で具体的に、施設というものが隣の行政区域にあるから、そこで具体的な着工あるいは建設道路等をつくるにはその許可、たとえば建物ですと市町村の建築課の許可を得るとか、道路に当たつてはあるいは土地の取得等に当たつては、県知事等の許可事項に属するものについて、県知事等の許可を得ていく。これは最終的な段階の手続的な問題です。

最も基本的な、影響を受ける住民の同意、合意というものがなくして、それを非常に軽く見ちゃ

つてそつちを二の次にするというのは、私は主客転倒した発想だと思ふんです。これは僕は、官庁的なそういう手続的な面に重点を置いた発想では、今後のあらゆるこういう施設の建設に当たつて常にトラブルが起きていくと思ふんです。これは大臣いかがですか。

○国務大臣(安田隆明君) いろいろいま吉田先生の議論を拝聴いたしております。私たちが行政を執行する場合、憲法論がいろいろ出たわけでありまして、いわゆる個人の権利、あるいは許容する、許容の云々という問題がございました。われわれが行政を執行する場合には両側面を持つておりまして、いわゆる憲法上に基づく基本的なそういう問題と、もう一つは自治法がこれをとらえている一側面があるわけでありまして。これはもう釈迦に説法でございますから吉田先生十分御承知でございますが、今度のこの問題は、やはり自治法に示すいわゆる行政の執行についての取り扱いを一体どう運ぶか、こういう問題になるわけでありまして。

だから、住民投票によらなければならぬというあの自治法が示している精神、これは今度の場合はこの許容の中に入らないうでしよう。しかし、考えてみれば考えてみるほど、吉田先生のおっしゃいますように、地元住民の了解を何ともしやないで、ただかなければこれは事々はうまく運ばない。こういうこととございますから、地元の協力を要請する。そのいわゆる手順の問題でどうであつたかということになると、先ほど原田局長が申しましたように、いささか反省する面があつたらうかなと、こういうことをさつき申し上げておるわけでありまして。

ところが、考えてみると、地元の御了解を得るにつきますと、非常にいろんな本を読みまして、地元から出ている。これは余りにも技術的で、先ほど吉田先生がおっしゃいましたように、本当にこれはいわゆる知見を持たなければちよつとわからないようなむずかしい技術的な、私もわからぬわけでありまして、そういう問題であるだけに、地元の住民の御了解を得る手法としてはな

かなかむずかしい案件であつた、こういうことであります。

しかし、やはりこれは、先ほど来お話がありましたように、何といひしても日本の今後の科学技術政策を推進するためには必須のものでありますから、何としてもこれはやらしてほしいということと、最終的に地元の合意を得なくちゃならないということでの自治法上の精神にのつとつての議会の御同意、町の御同意を得たと、こういうことでございます。ただし、周辺はと、こうなりますると、確かにとおっしゃるとおりであります。周辺を無視してこれを強行するという手法は、これはわれわれは本当に好ましくありません。

だからして、これからどうするか、こうなりますると、吉田先生がおっしゃいますように、周辺の地元の御了解を得るその努力はいまやつておる最中でありまして、これはたゆまない努力をわれわれは今後も続けていきますと、こういうこととで御了解願いたいと思ひます。非常に残念なことには、本当にこれをむずかしく取り上げますというところ、こわいもの、恐ろしいもの、こういうところ一点張りでございます。技術的に余りにもこれがむずかしい案件でありますために遺憾ながら御了解を得るのに時間をとつちやつた、こういうことでございますので、おっしゃるとおり、今後とも周辺の御了解を得るための努力はたゆまない努力を今後とも行つていきますから御了解願いたい、御理解願いたい、こういうことでござい

○吉田正雄君 いまの大臣のお答えでは了解できるわけですが、したがって私としては、強行した後の周辺の了解を得るといふことは、強行した後の事前、若干その前の部分で時間がかかつて、やはり周辺を含めた直接最も影響を受ける地元、これは行政とそこに住んでいる住民を含めまして、真の意味での地元の同意を得ることの方が、その後の建設それから建設後の運営上、これは反対がありまして、たとえば隣の村ではまだ本当に賛成をしていないというふうな状況がありますと、今

後の運営上にもいろんな意味で支障が出てくると思ふんです。だから、長い目で見ますと、決して先を急ぐことはよくない、かえつて障害を残し、延ばし、より大きくしていくというふうな運営上非常に好ましくない結果が出てまいりますから、これは特に長官として今後その点は十分にひとつ配慮をしていただきたい。いまのお言葉でわかりましたけれども、そういうことで御配慮を願いたいと思ふんです。

それからもう一つ、そういう大きな問題から比べればあるいは小さな問題かもしれませんが、実は大した額でないといふ額は額でないんですけれども、この建設をめぐりまして、住民の理解を得るということと、いろいろ新聞等を使ってPRということをやられる。これはいい意味で、正しい知識といひますか、そういうものを住民の皆さんに与える、理解をしてもらうという点では私は否定はしないんです。ただ、反対派の意見を抑えるとか、強引に賛成の方向に世論というものを持っていくということ、少なくとも客観的に見た場合に、特定新聞とか雑誌というものを俗に言う買収と思われようなやり方までやつてやるということが果たして妥当なのかどうなのか、非常に疑問に思ふんです。

地元紙、もうはつきりしておりますから名前を挙げてもいいと思ふんですけれども、地元の常陽新聞に二十回にわたつてましてこのP4をめぐる記事が出たんです。これは私も調査に行く前にもうすでに出版なんです。この常陽新聞ですね。ところが、同じ常陽新聞に、一方でそういうものを掲載しながら、一方で今度は、八二年の回顧というところで「明と暗 年を越す課題」「汚い理研の裏工作」「P4建設、拭えぬ不信感」というタイトルで、科技庁それから理研当局が関係町議会の議員を買収したとか、あるいは新聞に金を払つて記事を買収した、こういうふうなことが書かれておるわけなんです。

私どもこの前行つたときに、これは科技庁当局の担当者も行つていますから、そのときにもいろ

いろいろ聞いたんです。ところが、どういふ結果が出てまいりましたかという、常陽新聞に記事として出ていますけれども、広告なら広告でよろしいんです。理研とか科学技術庁が広告と。よくある総理府広告とか総理府何とかというふうな形で書かれるのなら、まあこれは総理府の立場で言っているんだなということがわかるんですけれども、そうでなくて一般記事として二十回書かせておるんです。それで、一般記事であれば当然金を払う必要はないわけです。記者の取材活動としてやるわけですから、金を払うなんというところはどんな新聞だって考えられないわけです。仮に各記者に金をやれば、これはもう個人的な買収ということにもなるでしょうし、記者の倫理綱領からしてもそれは許されることじゃない。

ところが新聞社に三百万円を渡してやる、こういうことが一体いいのか、一体その金はどこから出てくるのかという点が問題になるわけです。とにかく二十人の人からの意見発表という形で二十回にわたってやった、これに三百万円払った、ほかに広告掲載ということで四ページで八十万円を払っているということになっているんですが、大臣はこういう事実については御承知でしょうか。○国務大臣(安田隆明君) 私もその話が耳に入りました。御報告を受けました。その内容は吉田先生御指摘のとおりでございます。地元の新聞と協力をして公正な立場においてひとつこのP4問題についての理解を深めたい、こういうことでのいわゆる財政支出を行っている、こういう事実も私も報告を受けました。いまはその報告を受けましたということだけ御返事申しておきますが、受けました。

○政府委員(原田稔君) 補足して御説明申し上げますが、先生の御指摘のとおり、地元で必ずしも何と申しますか説明が十分であつたかどうかという点につきましては、従来の経過から、なかなか一部の住民の方々に御理解いただけないという点もあつたわけでございまして、そこで理研当局といたしましては、この地元の新聞に地元住民の理

解と協力を得るために一体どういふ方法があるかということでも率直に御相談申し上げて、それで先生のいまのお話のとおり地元の新聞社と契約を結びまして、しかるべく経費も提供いたしまして、むしろ公平中立の立場から、私どものあれによりまして、全体が二十名でございまして、十二名がそのうち賛成派でございまして、六名が反対の立場でございまして、残りの二名が中立の立場でございまして、そういったことで特集記事をつくつていただいたわけでございまして。

私どももいたしましては、こういうような措置も講じまして、なるべく地元の方々に、こういった公正中立な記事というものも参考にしながらひとつ御理解を深めていただきたいと、こういうことでやつたものと聞いております。

○吉田正雄君 もつともらしい説明でなくて、この記事は、いま言ったように、たとえば理研当局とかあるいは科学技術庁というものが公的に理解を得るという立場で出された記事というふうな受けとめですか、これは一般記事というふうな受けとめですか、どちらなんですか。

○政府委員(原田稔君) 私どもは、理研が新聞社とお話をしてしつかり契約を結んで、それで公正中立の立場から新聞社が特集記事を営んだ、編成をしたと、かように聞いております。

○吉田正雄君 長官、そういう説明をされると、これはとてもうんと言うわけにいかぬですよ。

これは一般記事の形で出ているんですよ。読んでいる人は、これは理研とそれから常陽新聞が契約をしてこの記事を載せましたなんて思っている住民は一人もいないですよ。また、これはそういう形態をとっていないです。各新聞社が、たとえば原子力特集記事を書いていくとか、あるいは続き物でエネルギー危機の連載物をするとか、あれは一通産省が新聞社と契約をしてあつた記事を書かれますか。いままで、そんな例がありませんか。ないですよ、そんなことは。そうでなければ、各広告で、いろんな広告が出ますが、広告を出す場合に広告の主催主が不明だなんていう広

告なんてあり得ませんね。

これはまた、新聞綱領からしてもそんなことは考えられない。だから、地元の各社の記者は、えらい記事が出たものだという、わかつてからですよ、批判ですよ。他の新聞社もそれまでは、そういう事実があるかどうか、本当に契約があるならは大変だということだったんですが、その事実がわからないうちに書くという問題は問題だろうということでも各社も遠慮をしておつたんです。私どもが行つて、間違ひなく三百万円の契約でやつたということ、東京の大新聞も、こういうことが行われたということ、今度は堂々と記事にして出したわけです。

これは、新聞社の立場、新聞記者の立場からしても、契約なら契約に基づいてこれを連載しますというところが一言あれば、それで何にも問題がないですよ。だけれど、一般記事、そういう新聞社の判断でもって出されている普通の記事、連載物というふうなだけだつて受けとめているんです。それを、何か正当化するようなそういう発言は、全然問題にならない。契約したなら、契約に基づいてこういう記事を書かれますよ、契約に基づいて一言あればそれでいいんです。そういうのを買収と言ふんですよ。あたりまえじゃないですか。そんなことが可能ですか。たとえば科学技術庁が、このP4でもって理解を得ますというところで、朝日、読売、毎日等の全国紙に連載で、P4とは何ぞやということを書くというときに、契約を結んで、そこに科学技術庁と。これに基づいて理解のために何となく、何にも書かないで一般記事として出すために契約なんかしてやりまして、いままで、政府機関やそういうところであります。これは民間だつてないですよ。広告は広告ですよ、明らかに。新聞綱領上からしたつて契約は問題なんです。それを、契約したから、契約するに隠しておつたんですよ。これは後になつてわかつたんです。これを大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(原田稔君) 本件につきましてはいろいろな御意見があると思ひます……

○吉田正雄君 意見じゃないですよ、倫理の問題ですよ、これは。

○政府委員(原田稔君) ただ、理研の地元の方々に協力を得るためのやり方、それを率直に地元の新聞にも御相談申し上げ、両方の間でこういうことでやろうというところで契約をして、この意見の内容も先ほど申し上げたようなことでやつていたわけでございます。私どももいたしましては、地元の理解を得るために理研としていろいろ相談をしてやつた必要な行為ではないかと、かように思っております。

○吉田正雄君 目的がよければどういふやり方をやつてもいいということになりますか。こんなことが許されますか、大臣。これは金はどこから出ているんです。理研というものは公的な機関ですよ。国の補助金だつていふんな意味でいっているんですよ。こんなことが許されますか。目的がよければ何をやつたつていい。金を出して契約して幾らでも書かせるなんて、こんなことができません。広告をやるといふのは、広告なら。広告として金を払つてやるというのとは、それは当然承知の上だ。見る側も、これは広告ですなというところで見ていくわけですよ。これは一般記事として扱っているんです。一般記事として。一般記事なら何で金を出さなきゃならないんですか。

○政府委員(原田稔君) もうたびたび申し上げておりますとおり、地元の理解と協力を得るために、ひとつ公正中立の立場から特集記事を連載するということ、理研と地元の新聞との間で正式な契約を結んでやつた行為でありまして、私どもは、地元の方々の理解と協力を得るために理研としてとつた必要な措置ではないか、かように考えております。

○吉田正雄君 そうやって言い張つておいでになりますけれども、それでいいんですか。理解と協力を得るために金を出して一般記事でもってやるということが許されることですか。それは、新聞

綱領の観点からしたって。また、公的な機関が、広告としてでなくて、そんなものを金を出してやらせるということができるんですか。政府の場合どうですか。総理府がいろんなものを出す場合どうなんですか。一般記事として出していますか。裏でもって契約して金を出して一般記事で出しますか。各省庁のはどうですか。民間だって、一般記事でもって、金を出して記事を買収して書かせるなんてことはありません。そんなのは新聞綱領上許されないことです。それをいままなたは堂々と認めて、いいんだという言い方をしている張つて。本当にいいんですか、それで。あなたの判断じゃだめですよ。大臣、どういふふうにお考えになっていますか。

○国務大臣(安田隆明君) 私も地方行政をやっておりますけれども、各地域においていろいろまた事情もありかまわりません、違つかもわかりませんけれども、ある行政目的を持つて一つのキャンペーンをお願いしたい、こういう行政目的があつた場合に、地元の各紙の皆様方から御協力を願おう、じゃ、ともに一緒にやろう、こういうわけでお互いにお互いの費用を分かち合ひながらキャンペーンを今度やつていただく、こういう行為はわれわれ地方自治の中においても行われる例がある。そして、これはあくまでも公正な立場でやつてもらおう、本当に理解してもらおうじゃないか。しかし、どういふところにどういふ反響を住民が持っているのだろうか、これをみんなに知ってもらおうじゃないか。こういうことで行う行為というものは、これはあり得る。いままでもつた例もある。ただし、いま吉田さん御指摘のように、これが誤解を招くとか、それから本当に支出行為としてこれは広告料としていけないのかどうかということになりますという、これは私たちの行った行為は、皆さんにいわゆるP4というものの御理解をお願いしたい、広くそういうキャンペーン活動をお願いしたい、計画取材として御協力願いたい、こういうことになればこれはひとつ御理解をいただけるものであろう、こういう視点

に立つておるわけであり。しかし、いろいろ誤解を招くようなそういう行為をいま御指摘いただく、こういうことになりますれば、今後、こういうことを含めまして、私たちはやはり反省を込めてさらに別の手法を使う、こういうこともあり得るだろう、こう思つておるわけであり。そういうところでひとつ御理解願いたいと思います。

○吉田正雄君 大臣ね、大臣はよくわかりなんです。地方自治体等がいろいろ、たとえばこれから新しくテクノポリスとかいうものの建設をやつていく。テクノポリスとは何ぞやということ自分で自治体が直接に記事を書きたいという場合には、そこに当然自治体の名前が出ますよね。それで協力してやつてもらふという場合には、自治体の名前を書く場合には、当然これは広告料の形になりますから金を出しますよ。そうでなくて、一般記事で自治体が金を出したなという例がありますか、その記事として書かれてるものに。例があつたら言つてもらいたいんですよ。局長はさつきから言つておられるけれども、そんな例がありますか。あつたら言つてくださいというんですよ、あなたは正当化しよう、正当化しようとしているけれども、理解はいいですよ、それは。

あれだけ石油危機で騒いだ。石油危機の問題についてはこうでしたよ、石油の状況はどうなつてい、需給状況はどうだと、連載物も出ましたよ。政府はそれに金を出しましたか。それを聞いてるんですよ。そんな例がありましたかというんですよ。目的がよければ手段は何をやつてもいいのかということをおっしゃるんですよ。

大臣だつて、もう長い経験で自治体の状況はわかります。そんな一般記事の形で金を出したことがありましたかと聞いてるんですよ。それはまた新聞綱領上からも許されることですかというんです。だから新聞記者は、こんなものが出て、記事そのものはどうということはないですが、契約して金を出したということでもってみんなびくびく仰天したわけでしょう。そのことを言つてい

んで、私は、理解と協力を得るための記事の中心がいいとか悪いとか言つておるんじゃないんです。それを正当化しようとする、そんなないまいな、そのことがいけない。そういう考え方でなくても、建設を強行するということから、ますます住民は反対するんですよ。新聞社を買収してまで一般記事を買収して、公正さを装つてやつてい。許されることじゃないです。

それで、その契約書というものはごらんになりましたか、局長。

○政府委員(原田稔君) 契約書は私も、一般に公表になつた段階で拝見いたしました。まあ、こういうことが一般に行われているかどうかという点について私どもはつまびらかではありません、率直に申し上げて。ただ、何遍も申し上げておりますとおり、地元の住民の方々の理解を得るための方法として地元の新聞社ともよく相談をいたしまして、その結果を拝見しますと、推進派、反対派、中立派の状況が先ほど申し上げたとおりでございます。この記事の中身等については、もちろんこれは新聞社の方で自主的に判断されて掲載されたわけでございます、私どももいたしましては、先生の御指摘の問題もよく踏まえて今後の対応を、今後いろいろなことをやる場合につきまして、一つの参考としてよく検討させていただきますが、この件につきましては、やはり理研といたしまして地元の方々の理解と協力を得るために必要な措置ではなかつたかと、かように考えております。

○吉田正雄君 そんなことを聞いてるんじゃない。大臣、これだけ論議をやつたらおわかりです。大臣、書かれた記事がどうか、目的とか考え方、理解を得るために、そのことを否定してあるんじゃないんですよ。ただ、三百万円も金を出して記事を買収するという形になつていわけですよ、はつきり言つて。だから、そういう例があつたら言つてくださいというんですよ。いままでもそういう目的で理解と協力を得るために一般記事でもって書かせて政府が金を出したことがあります

かというんですよ。そのことを聞いてる。あつたら言つてくださいというんですよ。

しかも、その契約書については、私どもの方で科技厅にも、契約書の内容を下さい、何も秘密でないんでしょと言つたら、そんなのは出せませんと言つて断つてきたんですよ。何か断る理由があるんですか。あなたはいま、公開されたら契約書は見えておりますと言つて、その契約書を私が調査の必要下さい、また金が出てくる出ているのか、金の出所、項目も聞きたい、予算費目のどこから出しているのかも聞きたいと言つても、これだつて明確にしないかたじやないですか。いままでも何回聞いたつてはつきりしてないんですよ。そんなばかなやり方がありますか。そんなに公正でちつとも悪いことではなかつたなら、私が資料として下さいと言つたら堂々と契約書を出せばいいだろう。予算も、どの費目から出したのかと幾ら聞いたつて、ちつとも明確にならない。やつていことが間違ひなんですよ。許されることじゃないんですよ、その三百万円の契約というのは。広告ならいいですよ。それを答えてください。その契約書の写しが何でわれわれによこせなかつたのか、何か理由があるんですか。

○政府委員(原田稔君) 当時先生と私どもの担当との間にどういふやりとりがあつたかは私余りつまびらかに存じてはいないわけでございますが、恐らく、新聞社と理研との間の個別の契約でございますから、したがって、こつぱつた契約につきまして一つ一つこれを公にするのもどうか、こういう感じがあつてお断りをしたのでないかと思つております。

○吉田正雄君 これ一つ聞いても大臣おわかりでしょう。地元の住民の理解と協力を得るために新聞に堂々と掲載をしてやつていくということなのに、契約が表へ出せないなんて、そんなばかな話がありますか。両者で悪いと思つていんですよ。これは常識なんというもののじゃないですよ。新聞社の立場からしたつて、こんなことが許されるわけはない。何で発表できないんですよ。

秘密にしておつたんですよ。買取して契約したな
んというところは秘密にしておつたわけだ。それが
ばれた。内部告発でばれたんですよ。あなたたち
のいま言う理由、目的からするならば、秘密にする
必要はないでしょう。それを秘密にしておつた。
ばれたら今度は、その契約書は出せません。

これはこれ以上言つてもしょうがないでしょう
けれども、大臣、そういうやり方でやってきたと
いうことなんですよ。ほかに例があるかといつた
つて、聞けないでしょう。契約書がありますよ、
私のところに、ちゃんと。そういうでたらめなこ
とをやつておる。

それから、どこの予算費目から出したんです。
これぐらいわかるでしょう、実際金を出したんで
すからね。

○政府委員(原田徳孝) こういう建設工事をやる
場合には、一般的に認められていることとござい
ますが、附帯事務費という項目がございます。こ
れは、原則として全体の工事費の1%程度が認め
られているものではないかと思つておりますが、
これは工事に関するいわば片断費のようなものでござ
いまして、地元の理解と協力を得るために必要
な経費もその中から支出できるわけでございま
す、その附帯事務費から支出していると私も
聞いております。

○吉田正雄君 通常、そういうものを附帯事務費
の中に含めている例がございますか。工事附帯事
務費の中にそんなものが入っている例がございま
すか。官庁でございますか、大臣、おわかりでし
ょうから。広告費とか教育費とかなんとかとい
うなら話はわかりますよ。通常だったら、教育費
とか広告料とか、そういう中に入るべきでしょ
うけれども、工事の附帯費なんというそんなこ
ろから出すなんていうのはね。

大体、こんなものはなかったんです。もともと
予定されていなかった。ところが、反対運動もあ
るし、とにかく何とかしてつくりたいということ
で、どこから金を出そう。とにかく金だけ出し
て、後でどこから出すか頭をひねればいいとい

ことだった。私たちが行つて聞いた段階では、ど
こから出ているかわからない。後になって適当
に、その辺をつつかれないように適当な費目から
出せということだった。

どこから出ているかというのは、実は最初から
私もわかっておつた。言わなかっただけです
よ。だけれども、聞いたときには、どこから出
ているか調査中でわかりませんと言つていた。現
地へ行つて聞いて、出ていることは間違いない。
どこから、それじゃよく調べます。翌日のお昼
まで。こんなものは調べればすぐわかる。ところ
が、翌日になつたつてなかなか、いまだどこか
かりませんと、一向わからぬ。結局最後は、どう
もまだはつきりしませんということ、一週間た
つたつて十日たつたつてね。きょう初めてだ、附
帯費と。どこから出ているかというのはわかつて
いるんですよ。秘密にすべきものではないです、
これは公的な予算なんですからね。また、公的な
予算を秘密にして教えないなんていうこと自体が
大問題です。公費でしょう。一企業じゃないで
すよ。

大臣、これ以上は言つても仕方ありませんか
らやめますが、実態はかくのとおりでございま
して、科学技術庁の監督下にある理研の問題、あ
るいは裏ではこれは科学技術庁当局が指導してや
つたんだらうという話もありますし、その辺は両者
合作だつたらうと思ひますけれども、そういう点
で大臣、そういうところで知らぬ間にどんなこ
ういうことが行われておりますので、経験の豊か
な大臣でありますから、今後こういうことのない
ように、ひとつ注文だけ申し上げまして、このP
4の問題は終わります。

次にそれでは、まだあと二つ大きな項目が残つ
ておりますが、一応予定では廃棄物問題でお尋ね
をするという順序になつておつたと思ひますか
ら、廃棄物問題についてお尋ねいたします。

現在、これは原子力施設に限りませんが、現在ま
でに発生した低レベル廃棄物の量と、それから高
レベル廃棄物の量はどんなになつておりますか。

○政府委員(高岡敏彦) お答え申し上げます。
まず、低レベルの廃棄物の量でございますが、
五十七年の九月の末ということで、二百リット
ルのドラム缶にいたしまして四十三万本ございま
す。このうち原子力発電所の関係で出ております
のが三十二万本だと承知しております。あとの十
二万本程度は原子力発電所以外の、動燃でありま
すとか原研でありますとか、あるいは核燃料の加
工施設その他で出ておるものでございます。

それから、高レベルの廃棄物につきましては、
これは先生御承知のとおり再処理の運転に
出てまいりましてございまして、ことしの一月
の末ということで、百五十二立方メートルとい
うものが発生いたしております。

今後の発生の見通しでございますけれども、低
レベルの廃棄物につきましては、ここ数年とい
うことで御理解いただきたいのでございますが、年
間大体六万本あるいは七万本毎年増加をするとい
うことではないかと予測いたしております。ちな
みに、こういった廃棄物は発電所のサイトに保管
をされておるわけでございまして、その保管能力
は現在のところ六十九万本でございます。多少
の余裕を持っておりますし、原子力発電所のサイ
トには土地の余裕もございまして、必要に応じ
て保管能力をさらに拡大するということが可能で
ございまして。

それから高レベルの方につきましては、先ほど
申し上げましたように、わりあいコンパクトとい
いますか量が少のうございまして、この処理に
つきましての試験研究はいろいろやつてございま
すけれども、当面貯蔵能力の増加をして対応する
ということを考えておるわけでございまして。

○吉田正雄君 いまの数字、大体私の方でいた
いた資料でもほぼ同じ数量なんです。しかし、
いままで発表された数字が二、三カ月ごとぐら
いにずいぶん変動をしたということがありまして、
これは処理との関係で減容されたからということ
になるのだらうと思うんですが、そこで、処理の
方法については低高ともどのように考えておい

になりますか。どんどんふえていくわけですね。
去年の十月の段階での各原子力サイトにおける貯
蔵施設としては、二十九棟で五万四千六百本の
ものしかないということであつたわけですね。だ
から、もうそろそろパンクする状況です。さ
ら、さらに毎年六、七万本ずつ出てくるというこ
とになると、現在の貯蔵施設ではこれはもう追
つかなくなるということですので、どういうぐあ
いにこれからこの貯蔵を考へておいでになります
か。

○政府委員(高岡敏彦) 先ほど数字を挙げて申
し上げましたように、量的にも多くて問題の主体
になつておりますのが、原子力発電所から出てま
いります放射性廃棄物、低レベルの廃棄物でござ
います。これは内容にわたつていろいろ申し上げ
る必要はないかと思ひますが、紙でありますとか
あるいは布でありますとか、そういう可燃物の雑
固体と称しておるものがございます。それから
ムその他、ガラス、コンクリート、金属、難燃性
の雑固体というふうなものがございまして。それ
から、循環水の浄化のために使います樹脂が腐
のかつて廃棄物になるということもございま
す。それから、廃スラッジでありますとかある
いは濃縮廃液といういろいろな雑多なものが名
前の上とありあつてございまして、さきに申し上げ
ましたいわゆる雑固体につきましては、現在の
ところ一般的に言ひまして、ドラム缶に詰めて
施設内に貯蔵しておるといふのが一般的な状況
でございまして。

一部の発電所につきましては、こういうやり方
ではほとんど廃棄物がたまつていく一方だとい
うことで、少なくとも可燃性のものにつきま
しては、燃焼させて減容した上でためておくとい
うことをやりたいということで、すでに実施を
しておるところもございまして、今後こういう
施設の整備を図つていこうということを予定
しておるところもかなり出ておるわけでござ
います。それから、難燃性の雑固体につきま
しては、圧縮をいたしまして減容化を図つて
いきたいという

ことで対応を考えております。そういうことで、雑固体につきましては申し上げますと、できるだけ可能な範囲で減容化を図って貯蔵負担というものの軽減を図りたいということで処理しておるわけでございます。

それから、先ほど申し上げました廃樹脂、廃スラッジといったものにつきましては、これは当面貯蔵タンクに保管をする以外に手が無いということと、その安全保管ということに留意しておるわけでございます。最後に申し上げました濃縮廃液につきましては、これは洗濯廃液の終末産物でございますが、セメントあるいはアスファルトで固化をして施設内に貯蔵しておることが現状でございます。

この減容化につきましては、先ほど申し上げましたように、焼却処理でありますとかあるいはアスファルト固化でありますとか圧縮処理というようにすることは一部でも発電所に導入をされて利用されておりますが、たとえば廃樹脂などは処理につきましても、プラスチック固化をして将来陸地処分に向けるということで、いろいろな研究でありますとか各種の準備が行われている。それからマイクロ波溶融でありますとか、酸化処理処理でありますとか、そういった新しい廃棄物の処理技術の開発も並行して行われておるといのが現状でございます。

○吉田正雄君 それで、その低レベル廃棄物の処分の方法と費用としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(高岡敬康君) 廃棄物の問題につきましては、処理につきましては一応の実績がありましてから費用の推定がかなり正確にできておるわけでございますけれども、処分につきましては、海洋処分面でも試験的な海洋処分ということをまず予定しておるわけでございますけれども、御承知のような事情でございますが、実施に至れないということでございますから、必ずしもコストの推定というものが正確にできる状況ではございません。それから陸地処分につきましても、正確な推定とい

うことは必ずしもできておらぬわけでございます。これがどちらが経済的な負担が少なくできるかどうかということがわれわれの関心事でありますけれども、必ずしも的確に判断し得ないという状況でございます。

恐らく、われわれ考えておりますのは、フランスなどでは海洋処分をするよりも陸地で処分をした方がコスト的に非常に安いということを主張いたしておりますが、フランスという国情、自然的な条件あるいは社会的な条件下ではそういうことが可能なんではなからうかと思っておりますが、日本で果たしてどういふ関係になるかというところはほぼ実績を踏まえて判断しないと、フランスと必ずしも同じではないというふうに考えます。

それで、処分について、たとえば低レベルの処分の費用がどの程度になるかということにつきましては、いろいろ検討がされております。先ほど、正確には数字がはじけないということをお願い申し上げたけれども、大体この範囲のものであらうという程度の推定はされておまして、これは民間で試算された結果でございますが、現在のところ原子力発電所のコストがキロワットアワー当たり十二円というふうな数字が一般的に言われておりますが、その中で、この試算によりまして低レベルの廃棄物の処分ということのための費用というのは十銭程度であらう、その前後の数字になるのではなからうかという一つの試算がございまして、この十銭というのが非常に正確なものであるかどうかというところは疑問がなしとしませんけれども、大体その程度のものではあらうということと考えておるわけでございます。

○吉田正雄君 施設貯蔵の場合の計画としてはどういうふうにお考えになっておるんですか。施設規模あるいはそれに要する建設費、これはどういうふうにお考えになっておるんですか。

○政府委員(高岡敬康君) 先ほど申し上げましたように、海洋処分というのが試験的な処分というのにもいます。これは実施できないということでございますので、本格的な処分となりますとかなり時間を要するというのがございます。

それから、日本の国内の状況を考えましても、陸地で処分をする、つまり人間の管理を離れて環境に、言葉は悪いかもしれませんが放出をするというところが処分の考え方だと思いますので、そういうことが日本の社会的な環境、自然的な環境ですぐにできますか、容易にできるということが必ずしも考えにくいという事情がございまして、そういう観点で、いま御指摘がございました発電所の施設外に三十年あるいは五十年程度監視をしながら貯蔵するということが、実際の処分、対応の方策として浮かび上がったおるわけでございます。私どもでもこのための検討をいろいろと進めておるわけでございます。

ちなみにこの考え方は、昨年の六月に設定されました原子力の開発利用の長期計画でも、できるだけ早くといいますが、早期に開始をするということで準備を進めるといふ方針が示されておるわけでございます。現在、去年の秋ぐらいから専門家の参加を得ましていろいろ検討を進めておりますけれども、たとえば……

○吉田正雄君 だから、施設規模が幾らで、どれぐらいの計画で、どれぐらいの費用がかかるか、それを端的に答えてもらえないんですか。

○政府委員(高岡敬康君) はい。そういう規模につきましても、現在のところ必ずしも具体的にどうだという数字が検討の結果明確には浮かび上がっておりませんけれども、われわれの念頭にありますのは、たとえば一つのサイトで五十万本あるいは百万本のドラム缶が貯蔵できるというものを一応の念頭に置いて検討しておるわけでございます。

こういふものにつきましても、安全管理のあり方とかその他事業形態あるいは法令の整備その他の必要な事項について検討を進めておるという状況でございます。

○吉田正雄君 いまおっしゃった原子力委員会の開発利用長期計画というのに基づいていまいろいろ検討されているんでしょう。だから、費

用というのはどれぐらいかかるだろうというのは、どっちが主体になってそういうのを計画していくんです。通産ですか、科技庁ですか、原子力委員会ですか、どっちですか。

○政府委員(高岡敬康君) この低レベルの廃棄物の処理処分、特に御指摘の点が処分に関する問題かと思っておりますが、責任を持っておりますのは、発電所といいますが、原子炉設置者、電力事業者でございます。でございますけれども、行政の立場でそういう問題になりますと、地域住民との関係その他行政のレベルでの……

○吉田正雄君 いや、計画があつてその試算が出ているのかどうか聞いておるんですよ。計画としてはこれぐらいのもの、いまおっしゃった五十万本なり百万本でそういう施設を計画するとすれば幾らぐらいの費用がかかるだろうと。だから、いま施設規模を大体どれぐらいに想定されて、どれぐらい費用がかかるかというところは計算されておりますかというんですよ、試算ですけれどもね。

○政府委員(高岡敬康君) 長期的なおおよその計算というのは原子力委員会の専門部会も設けて検討がされておりますが、非常に将来にわたって正確に、たとえば低レベルの廃棄物で年度ごとにどれだけの量が出てきて、その処分として交代をするということが決まっておるかと言われますと、必ずしもそういう状況にはございませんと

いうことでございます。

○吉田正雄君 非常に心もとないですね。私が通産省の方に、どういふふうにお考えになっているかということで、低レベル廃棄物の処分の方法と費用についてはどうなんだと言ったら、一応持つてきましたよ。これは原子力委員会が基本になっておるんです。通産省もちゃんととらえておるんです。通産省もちゃんととらえておるんです。大体千六百億円ぐらいかかりますと、ちゃんと書いておられます。それから海洋処分の場合も、二〇〇〇年までは百万本という想定のもとに深海底への投棄ということで処分専用船は三隻ぐらい要するだろう

○政府委員(高岡敏康君) この分野では海外ではいろいろな知見が得られつつありますし、それをもとにしましてわれわれ判断の材料にはしております。でございますが、解体作業自体の安全確保でありますとか、それにどういった負担がかかるかということにつきましては、先ほど申し上げましたような原研の試験炉を対象にしている試験研究の結果を待つて判断するというのが一番的確であり、正確な対応の仕方であるというふうに考えております。

○委員長(中野明君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時四分開会

○委員長(中野明君) ただいまから科学技術振興
対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、科学技術振興対策樹立に関する調査のうち、科学技術振興のための基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 午前中の終わりの方で廃棄物の問

趣でいろいろお尋ねをいたしました。私が一番聞きたいと思っておりました廃炉の問題ではなかなか方針が確立をしていないというようなことでありますし、これ以上聞いても答えは出てこないのじゃないかと思っておりますので、そのところでそれで一応やめまして、次に、使用済み核燃料の、あるいは使用前のいわゆる核燃料でもいいんですが、これらの輸送についてお尋ねをいたします。現在輸送体制はどのようなになっておりますか。

○政府委員(赤羽信久君) 核燃料物質の輸送につきましては、大きく分けまして、核燃料物質の原料になるものがございます、それからでき上がりました集合体、いわゆる新燃料でございます、それから使用済み燃料、大きく分けましてこの三つに大別されるかと思われます。

原料につきましては、多くは輸入品でございますので、港で揚げられ、転換あるいは加工の工場、陸地にございます工場まで陸上輸送が行われます。新燃料につきましては、現在東海あるいは、横須賀にあります燃料メーカーから原子炉のサイロまで、これも多くは陸上輸送がされております。それから使用済み燃料につきましては、ほんの一部の例外を除きまして、全部サイトの港から船積みで東海再処理工場あるいはイギリス、フランスへ海上輸送で運び出しております。

陸上輸送につきましては、輸送物の安全性につ
きまして科学技術庁が確認を行いますし、以降、

経路の安全性につきまして公安委員会がめんどう
を見ているということでございます。船舶、それ
からまれに航空機がございますが、これは運輸省
の方が一貫して所管して規制しております。

○吉田正雄君 事前に届け出が必要なわけですね。たとえば核燃料物質等運搬届け出ということで、これは保安上と言ったらいいんでしょうか、あるいは防災上からも、警察あるいは自治体、消防庁等に対して事前の連絡をしなきゃならないんじゃないかと思っておるんですけれども、その辺はどのようになっておりますか。

○政府委員(赤羽信久君) 核燃料物質を輸送しようとするときは、事業者は発送地、出発地の都道府県の公安委員会に届け出ることと義務づけられております。その都道府県の公安委員会は、災害防止あるいは公共安全を図るために必要があると認めたときは指示ができます。それから、他の都道府県を通りますときは、その、他の都道府県の公安委員会に公安委員会同士連絡を図りまして、経路、輸送の日時等につきまして必要があれば指導を行うという体系になっております。

○吉田正雄君 必要があればということですからけれども、ずいぶん前に国会でもこれは論議をやったんですけれども、交通事故というのは思わぬところから思わぬ災害を引き起こすということですから、そういう点で、いざという際に、自治体に通知をしておかないと防災上も非常に問題が起きる

んじやないかというふうに思っているわけです。いまおつしやつたように、公安委員会に届け出るといふことですが、要するに警察庁関係では運搬経路及び通過予定時刻といふことで、一例ですが、たとえば大井埠頭に揚げて、それから芝浦あるいは佃大橋を通してそして水戸まで運んでいくという詳細な経路といふものをこれは届け出様式の中に書き込むことになっているわけです。所要時間も書いてあるわけなんです。したがって、当然自治体に通知をしておかないと大変困ること

になるんじゃないかと思うんです。非常に厳格に、自動車の登録番号、最大積載量から積載重量

及び輸送物個数、運転者氏名というところまで
きわめて詳細に届け出をするようになっておるわ
けなんです。ところが、肝心な自治体に対して
は、公安委員会が必要と認めればというのです

けれども、あらかじめ事故を想定しているなというところもないでしょうけれども、事故というのには要するに思わぬときに思わぬところで起こることということでありますから、私は前にも申し上げたんですが、自治体にはやっぱり通知をして、これは何も住民に一々知らせる必要はないかと思えますけれども、当然そういういざという際の手段とい

は消防庁、消防署関係も含めてとっておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。必要に応じてなんていう抽象的な表現ではわからぬわけです。じゃ必要に応じてというのは事故が起きてからということなのか、一体どういうことなのかですね。

○政府委員（赤羽信久君） 最初に申し上げましたとおり、陸上輸送いたしますものは使用済み燃料ではございませんので、持つておる放射能は非常

に低いわけでございます。それに応じました輸送体系がとられるわけですが、輸送事業者としましては、物のいかにによりますけれども、輸送方法、これは容器、車、それから前後の伴走車、そういうものを含めて十分安全を見込める、それから事故のチャンスをできるだけ減らすとい

う計画を立てるわけでございます。それに対して公安委員会は、さらに専門的見地から、経路及び日時等できるだけ問題の少ない時間を選ぶように指導することがある、そういう意味が必要に応じと申し上げたわけでございます。現在、道路の交通安全を総合的に監督しておられますのは公安委員会系統でございますのでこちらで所要の措置を全部とっていただけると考えておりまして、またそういう規制体系になっておりますので、それ以外のところへあらかじめ御連絡申し上げる必

要というのは特にないのではないか、これは公安委員会とも連絡をとりましたけれども、責任を持

つてやつていけるといふ御返事でございました。
この体系でやつていけるものと考えております。

○吉田正雄君 核燃料で大したことはないといふ
ふうにおっしゃっていますけれども、これはプル

トニウム燃料だつてあるでしようし、高濃縮ウランの場合だつてあるでしようし、そういう点でいまの答弁は、そんなざんざんことではないのか。大体、警察庁といったつて、各県の県警段階でそれほど詳細な知識を持つたりしておる人というのは余りないかと思うんです。非常に心もとない状況じゃないかと思うんです。

それから、これは予算の分科会の審議でもやっ
 たんですけれども、じゃいざという場合に警察庁
 で防災体制という観点から防護服等についてどれ
 だけのものを持つているのかということについては、
 若干あるけれどもまだ不十分だと。それから
 消防庁関係はどうかと言ったら、これはきわめて
 不十分ですという話もあつたんです。そういう、
 護送と言つたらいいんですか、警備と言つたらい
 いんですか、そういうものも含めて、現状ではい
 まのままでよろしいというふうにそれじゃお考え

○政府委員(赤羽信久君) 過去の実績を見ましても、十分慎重に安全な輸送が行われてきたと思っております。しかしながら、御指摘のように、さらに交通が錯綜してくる場面におきましてはより手厚い用意をしておくとすることも重要でございます。

それから専門的知識につきましては、事業者が事前に説明に伺う、それから輸送の隊列の中に必ず十分な知識と指導力を持った者を入れるという配備をしております、これで所要の措置はできるものと考えております。

○吉田正雄君 そんな程度ではどうも問題だろうと思うんです。

先ほど使用済み燃料については一部を除いて海上輸送だとおっしゃったんですが、その一部というのはどこですか。

○政府委員(赤羽信久君) 浜岡の発電所の場合、特に積み出し港がサイトにございまして、御前崎港を利用してあります。ここで一般道路を一部使用することがございます。

○吉田正雄君 それはどれぐらいの距離があつて、周囲の状況はどうなつていますか。

○政府委員(赤羽信久君) 距離にしまして約十キロでございますけれども、交通のほとんどないときに、交通を遮断するような状態で非常にゆつくりした慎重な輸送をしております。

○吉田正雄君 慎重な輸送をしたといつても、その場所によって交通量が少なくて、仮に何らかの原因によって事故が発生したという場合には、これは大変な問題ですね。その場合に、大丈夫だろうというところで事前に自治体にそういう連絡もないということになれば、乗っておる方が専門家だといつたつてそれは問題外です、そういう事故の場合、あつてはならないんですけれども、しかし、常に申し上げておられますように、安全性に100%絶対ということはないということなんです。

○政府委員(赤羽信久君) 使用済み燃料につきましては独自の容器を用意してあるわけでございます。たとえば九メートルからの落下試験、それから八百度C、三十分での加熱試験というふうな、要するに交通事故が起きた場合どうなるかという試験もした上で合格したものを使っております。起きていいわけではございませんが、最悪の場合を考えまして、かなりの交通事故が起きても大丈夫のような入れ物に入れているということが第一でございます。

それから御前崎の場合には、朝夕早くが普通のようでございますけれども、二車線の道路でござ

いますので、交通を遮断しまして隊列を組んできつと輸送をしておる。地形からいきまして、そうひどい、少なくともこの容器の安全試験を越すような悪い状況の事故が起きるとは考えられないような場所で、慎重な輸送をしておるところでございます。

○吉田正雄君 いまの答弁では必ずしも十分でないと思ひますが、その程度にとどめておきます。次に、放射線被曝の問題についてお尋ねをいたします。

この前の質問でも若干福島の状態等について触れておきましたけれども、昭和五十四年の十二月七日のこの参議院の科技特でこの問題については議論をやつたんです。そのとき、これは通産省ですけれども、放射線従事者の被曝量の規制値については、一日当たり百ミリレムというふうに申し上げましたのは目安被曝線量であり、通常の作業はこの値以下において実施されております。ただし、特殊作業をする場合には、作業計画の都度、作業内容に応じて被曝線量の上限を想定し、作業を進めております。この場合、計画被曝線量はたとえば一日千ミリレムの被曝線量というところもあります。その国会の議論のときには、千ミリレムというものは絶対あり得ないという答弁を終始繰り返しておつたんです。三百ミリレムという答弁があつたんですが、そうじゃないでしよう、千ミリレムというのがあるんじゃないですかというところで、実は東電の方からも通産に對してはそういうことは余り言つていなかったらしいんです。したがつてエネ庁としては三百ミリが上限だといふふうに考えておつたらしいんです。だから、千ミリレムはあり得ないということでも、もう非常に強く否定をされておつたんです。

そのやりとりを読んでおられますと時間がありませんからやめますけれども、とにかく、たとえば児玉政府委員が「私はまだ聞いたことも、また私自身も考えたことはございません。」と言つて、ではあつたらどうするんだと言つたら、絶対ございませんと言つて、否定しておつたんですね。と

ころが千ミリレムはございますということになつて、いま言つたように、この点を申し上げなかつたことは私の手落ちであり、おわびいたします。なお、被曝線量については、それを引き下げることが世界の趨勢であり、健康管理上も望ましいことであるので、事業者に対して強力な指導をいたす所存であります。こうきつと言つて

と、実態はそうならない。これはつい三、四カ月前ですが、福島へ私も行って、その点も聞いてきたんです。この前申し上げましたように、黒人の皆さんは千ミリレム以上にしてくれとこう言つておる、黒人の方からそういう要求が出ています。それと、あなたもそれを容認してあるのか、ごとき答弁があつたんです。そこでびっくりいたしました。私も私としては、いま申し上げたこの前の国会の議論もあつて、政府としては強力な指導をするというのに相も変わらず千ミリレムというものが設定をされておる、場合によってはそれを超えるような作業が行われておるというところについては問題だということ、再度改めて、作業管理状況で作業従事者の線量管理がどうなつておるか、それから作業者の計画線量がどうなつておるかというところで資料を提出していただきたというところで、資料提出をいただいたわけですから、それによりまして、相も変わらず少しも改善をされておらないということなんです。

こういう考え方なんです。従事者の被曝線量管理においては、ICRPはその一九六五年勧告で三カ月につき三レムとし、これを一回の被曝で受けてもよいとしているという、こういう考え方なんです。これはもう基本的にICRPの考え方というものを間違えて理解しておる典型的な例だろうというふうに思ふわけです。

そこで、きょうも時間が余りありませんから、まず基本的な考え方として、一体被曝線量について、ICRPが三カ月三レムだと去年五レムと定めておるからそこで浴びていいんだ、一回で浴

びてもよろしいんだといういまのこういう答弁のような考え方は、これはよろしいというふうにお考えになつておるんですか、どうなんですか。

○政府委員(赤羽信久君) 御承知のとおり、わが国の規制体系は、ICRPの精神を基本的に取り入れて生かしたのになつておるわけでございます。したがつて、三カ月三レムというのは限度という扱いでありまして、ICRPには、実行可能な限りできるだけ低くしなければいけないという一方の制限もあるわけでございます。そういうことによりまして、實際上、限度より一けたぐらい低い平均被曝になつて、その影響というのは無視できるであろうというのが、大ざっぱな言い方でございますけれども、全体の体系になつてい

したがつて、三カ月三レムまで当たつていいという考え方を仮にいたしたとしますと、これは、どんな人にもそういう考え方をしていきたいと思います。平均値は上がつてしまつておるわけでございます。全体の平均を下げる、あるいは全体の集積線量を下げるといふ意味では、一人一人綿密に被曝を少なくする管理をしていかなければならない、これが基本的な考え方でございます。われわれとしても、その方向で常に指導しているわけでございます。一回で当たる、あるいは数回に分けていいか、これはICRPでは同じと扱つておりません。分ける必要はないかということはないと思ひますが、三レム当たつていいという考え方じやなくて、いかにやむを得ない場合でも三レムを限度に考えるという数字という意味で、この解釈が線量の低減化に対する姿勢に非常に重要な意味を持つておると思ひますので、御指摘のよう

に、この精神を今後も普及するように努力してまいりたいと思ひます。

○吉田正雄君 ICRPの七七年のパブリケーション二十六、これはずいぶん項目がありますけれども、実はその中で重要な点を幾つか一つ一つ聞いていきたいと思つておつたんですけれども、時間がありませんから次回に延ばしますけれども、

一つだけ聞いておきたいと思ひますのは、基本的な考え方として非常に誤つて受けとめておと思ひますのは、たとえば、これはもう三カ月三レムでも一年間五レムでもいいですけれども、この九十九項におきましては、そこに手持ち資料があるでしょうからそこで読んでいただければいいと思うんですけれども、年五レムの線量当量、この限度で管理されていると、実際に職業上の平均年線量当量は五百ミリレム以下になつていて、この値は、危険度が十のマイナスイオンから十のマイナスイオン五乗の間にあると。これはシーベルトの計算でやつてある場合ですからね。こういうふう書いてあるわけなんです。

つまり、五レムという制限、この年線量当量でやると実際には五百ミリレム以下に抑えられておるといふことを言っているんです。それを五レムまで浴びていいというのと、全然意味が違つてくるんですよ。その受けとめ方がもう根本的に間違つておるんです。

線量当量というのがあるんです。線量当量というのがあります。それにさらに年間の制限を付した場合にはどうかという、年間の制限としては五レムということになつておるけれども、ICRPとして調べた場合、そういうことで制限することによつて五百ミリレム以下に抑えることができるんだ、こう言っているんですよ。これを、みんな五レムまで浴びていいなんていうそういう考え方だつたら、これは基本的な誤りなんです。どうもいろいろ考へてみると、これは誤解がある。だから、いまのように、もう三レムでも五レムでも、極端に言えば五レムまで一遍に浴びていいやうな考へ方だつて出てきかねないということなんです。私の点を非常に心配して言っているわけですか、私のいま言っていることについて。

○政府委員(赤羽信久君) 先ほどお答え申し上げましたのは簡単に恐縮でございましてけれども、やつぱり先生御指摘と全く同じ趣旨でお答え申し上げたわけですから、五レムというものは、

あるいは三レムというのは、いかにやむを得ないときでもこれとめるといふ性質である。それに従つて全体を下げるような努力をしてまいりますと一けた下になる。それなら容認できるであらうという趣旨であると思ひます。したがういまして、五レムを浴びていいという解釈は絶対とるべきでなくて、それ以下に抑える。それから、仮にもつとつと低い場合でありまして、さらに下げる努力をする。これがICRPの精神でござい

ます。ただし、過去の答弁でございまして、ちよつと私もはつきり覚えておりませんが、限度についての議論でちよつと言葉足らずにあんな答弁をしたのかという記憶がございまして。実際の通産省の指導、私どもの指導、あるいは発電所での運用は、不十分のおしかりはあるかもしれませんが、できるだけ低く、それで、そのための放射線管理のチェック体制も年々充実させておるといふ現状でございまして。そして実績からいいますと、多分三百ミリレム程度の平均になつておるかと思ひます。さらに指導よろしきを得てその精神を間違ないよう運用努力をしていきたいと思つておられます。

○吉田正雄君 何かもうぐくした答弁のようですけれども、私は皆さんに要望しておきたいのは、浴びていいんだ、許されるんだという考へ方ではなくて、何かのことで仮に浴びることがあつたとしてもこれはもうそこが最大限なんだあつて、それはもう許される最大限ぎりぎりの許容量だ。そこまでは浴びて仕事をさせていいんだという考へ方は基本的には間違つておるといふことです。これから各電力会社に対してその点を明確に指導していくべきではないか。

この点は通産でも言つておるんですよ、千ミリは知らなかつた。しかし、これは今後も引き下げる最大限の努力をしなきゃいかぬし、読み上げたとおりですよ。強力な指導をしますと言つておるんです。

これはICRPの方からしても基本的なんです

ね。

そういう点で、たとえば十二項目のところでは、線量制限体系の勧告ということ、ここでは具体的な数字は出ていないんですが三つ挙げてあるわけですよ。(a)として、いかなる行為も正味でプラスの利益でなければならぬものは採用しなからぬ、こういうことを言つておられますし、(b)としては、すべての被曝というのではありません、保たなければならない。それから(c)として、個人に対する線量当量というの勧告限度を超えてはならない。これは、超えなきゃいいんだという意味じゃないんですよ。その他のいろんな項目を見ますとそういうことが当然言われておるわけですから、そこところは誤つておることは困るということなんです。

そこでもう少し。私はこの前遺伝的な問題でちよつと申し上げたんですが、遺伝的效果については四十三項に述べてあります。これは碎いて言いますと、片親が一レム被曝したときの当初の二世、子孫、孫で二世代にあらわれる重篤な遺伝的不健康のリスクというの、十のマイナスイオン二乗シーベルトだ、つまり一レム当たり十のマイナスイオン四乗というオーダーになる。また、それより後世代にあらわれる追加損傷も同じ値とする。こういうふうになつておるんですね。その項の一番最後の方に書いてある。すなわち、一レム当りの危険というの、二掛けの十のマイナスイオン四乗のオーダーになるわけですよ、これ計算すると。それで、間違いないわけですね。

そういたしますと、一万人レム被曝した集団が被曝しない集団と結婚した場合の重篤な遺伝的障害の危険というの、二人ということになつてくるわけですね。これは数字がはつきりしているんだから間違いないでしょう。そうすると子、孫の代だけ考えれば一人、こういうことになつてくるわけですね。つまり、子孫の代に放射線による遺伝的障害を一人も発生させないという目的のために、逆に、一万人レムというものが基準になつてくるわけです。そういうことになつていこう。

かりますね。後ろの方でうなずいておられますから、局長、そういうことなんです。そこでもまた問題になりますのが、同じ一万人レムといつても、今度はその集団の若い人の割合がどうかということ、それからその人たちが子供をどれだけ生むかということに非常に大きくかわつてくるわけです。つまり生殖可能年齢数とそれから生む子供の数、これによつて変わってくるわけですね。

さらに問題は、遺伝が累積効果を持つておるわけですから、将来にわたつてこれは非常に影響を及ぼしていくということなんです、特にこれは、職業的に従事している人たちについては、非常に低い線量であつても大変な問題が出てくるということなんです。

いまここで言われておる中身について御理解できますか。もうちよつと具体的な数字を細かく挙げてもいいですよ。何万人がどれだけ浴びたらどれだけの遺伝的障害者が出てくるか、何千人くらい出てくるかという例を挙げてもいいんですが、いま私の言つたことを、局長、中身を一つ理解してもらおうと思つたら大変だから、後ろの方でいろいろ補助員の皆さんおいでだから、私の言っていることが間違ひですかどうですか、それだけ答えてもらえればいい。

○政府委員(赤羽信久君) 全く先生の御指摘のとおりのごとがICRPで指摘されていると思ひます。ただし、全体を見ますときに、また別の項目で、確率的影響の中に含めて扱つていけばよろしい、ちよつと大ざっぱな言い方で恐縮でござい

ますけれども、という事項もありまして、現在、遺伝的影響だけを取り出して議論するといふ段階ではなくなつておるかと思ひます。○吉田正雄君 その答弁は全然、遺伝的效果だけを取り出して論ずるのはおかしいという言い方はおかしいのであつて、遺伝的な問題についてはこういう指摘をしておりますよということを私は言つておるんです。何を勧告いされておるんですか。それを認めたらさあえらいことになるなん

て、何か変なことを考えておいでになるんじゃないですか。遺伝的效果だけを取り上げているんじゃないや。私は、遺伝的效果についてはこういうふうに着目されているんですよということを書いてあるんですよ。言っている意味がわかりませんか。これは困りましたね。安全局長しつかりしてくださいよ。それじゃ困るんです。

もうちょっと言いますと、いまあなたは遺伝的なことだけとおっしゃったんですが、九項のところで、放射線防護の目的は何かということでは「非確率的な有害な影響を防止し、また確率的影響の確率を容認できると思われるレベルにまで制限することにおくべきである」と、こう言っているんです。そこで、では確率的とか非確率的というのは何なのかということですが、七項で「確率的影響とは、その重篤度ではなくその影響の起こる確率がしきい値のない線量の関数とみなされる影響である」と、こう述べておられるわけですから、遺伝ということになるというところ、これはいま言った確率的だということを取り扱うということになってくるんですけれども、その場合にはその重篤度でなくて、影響の起こる確率と、これは関値のない線量の関数だと言っているんです。だから、どれだけ浴びたら完全に起こるか起きないかという定量的なものではなく、現状の放射線医学の中ではそこまで、それじゃ何れも浴びたら直ちに遺伝的影響が起きるとかという、そんな個人個人のそういうことではないのです。これはあくまでも確率的なものですけれども、そういうことを述べておられるわけです。

私は安全局長に最も要望しておきたいと思えますのは、原子炉そのものの安全性もさることながら、要するに放射能、放射線被曝による損傷、被害、そういうものが一番問題だということを書いておられるので、幾ら事故を起こしたってそれがなければ何も驚くことはないんです。そういう点で私は、この被曝問題については行政当局は一番関心を持たなきゃならない重大な問題だと思っているんですけれども、どうも事故といつても、あそ

このバルブがどうだった、細管から水が漏れた、そういうところばかり言っているんですけれども、大臣、そうじゃないんです。幾ら水が漏れたっていいんです、それがわれわれの被曝に関係がなければ。ところが被曝という問題が起きてくるわけですから大変だ。つまり、放射能というのは完全に生活環境から隔離をしなければならぬわけなんです。そのことを申し上げておるんです。したがって電力会社に対しては、できるだけ被曝線量というのを低下させるように指導すべきだということなんです。何か、出た数字を、そこまで浴びさせていいんじゃないかという考え方は基本的に間違っているということ、私は繰り返し申し上げておるんです。

そういう点で今後の指導について大臣の御答弁をいただいて、きょうの質問は終わります。

○国務大臣(安田隆明君) いろいろ知見をいただいたわけでありまして。本日にこれ、法律による明定、こういう管理の中において、まず設備はどうだ、管理運営はどうだ、非常にこれを細かく注意しながらも、やはり安全に安全と、こういうことでございますから、だれが責任を持ってこれに対応するかというやはり行政組織の確立も大変だと私は思っているんです。だからして、幸いなことに今度安全局にもこの安全に関する職員を増やしていただまして、安全管理につきましては、本日に先生よくお話をわかりました、もう御忠告どおりにはかたわかれはやりた、こういうことで御了解願いたいと思います。

○太田淳夫君 それでは最初に、いわゆる先端技術の国際協力につきましては質問します。

昨年のベルサイユ・サミットで先進七カ国の科学技術部会が設けられたわけですが、その報告書が三月二十五日に各国で同時に発表されたわけですね。これによりまして主要先進七カ国が先端技術の国際協力を推進しつつ世界経済の活性化を目指すその枠組みができたと思うんですけれども、この報告書が公表されるに至るまでの各国間の討議の経過について概要を説明していただきたい

と思います。

○政府委員(原田稔君) 御案内のとおり、各国の代表が集まりまして、日本からも山野科学技術庁次官を先頭にいたしまして、通産省、外務省からも御参加いただき、前後八回にわたる検討が行われたわけでございます。

検討の中心は二つに分かれておりまして、一つは、今後どういう研究テーマについてお互いに共同研究をしていくかというその分野の問題でございます。それにつきましては、御案内のとおり十二テーマが取り上げられたわけでございます。それから第二の分野は、今後の国際的な科学技術協力あるいは科学技術の振興、研究という点を基本的にどう考えたいかという問題でございます。

この第二の問題につきましては活発な議論が展開されて、一つの基本的な認識といたしまして、現在世界経済が若干停滞をみているわけですが、これに活力を与える、あるいは雇用の機会を与える、長期的に世界経済の成長を図っていくためにはどうしても科学技術が必要だ、こういう認識が一つあります。それからもう一つは、その場合に政府間の協力も非常に大事である。特に危険度の高い、リスクな、あるいは長期にわたる、あるいは相当大規模な資金を必要とするようなそういうテーマについては政府間の協力が必要である。それからさらに第三点といたしましては、民間の活力がこれは非常に大事だ。特に、その民間の活力の活用と申しますか、それを十分発揮させるためには、競争秩序の維持、貿易関係の維持、競争秩序、これを維持することが大事である、こういったような議論が展開されたわけでございます。

○太田淳夫君 そこで日本は、軽水炉の安全性あるいは太陽光発電とか、光合成、先端ロボットのプロジェクを提案して、その四プロジェクトの幹事国となったわけですが、わが国がこれらのテーマを選定して提案した理由は何で

あったか。また、この幹事国ということの任務はどのようなものがあるのでしょうか。

○政府委員(原田稔君) それぞれ各国で得意なテーマ、あるいは各国が国際協力にふさわしいと思うようなテーマを選定したわけでございます。四つのテーマにつきましては、日本の研究体制、研究実績もかなりあるわけでございます。そういう意味でこの四つのテーマを選んだわけでございます。

それから、リード国、幹事国の役割は、これは共同研究でございますから、参加する各国の関係を調整する、コーディネートする、今後どういうスケジュールでどういうタイミングでどういう分担でどういう共同研究を行うかと、そういう取りまとめ役を務める、こういう意味を持っておるわけでありまして。

○太田淳夫君 先ほども二十二のテーマということでそれが決定されたということですが、これらプロジェクトは相当広い範囲にわたっておりまして、すでに国際協力が二国間あるいは多国間で行われておりますけれども、このようなプロジェクトが当時提案されたということは画期的なことだと思っております。日本としてはこれらのプロジェクトにどのように取り組んでいける方針でしょうか。

○政府委員(原田稔君) 日本といたしましては、日本がリードカンントリー、幹事役になっているテーマにつきましては、もうすでに関係各国と今後が手順なりそういったものにつきまして話し合いが行われているものもあります。これは一生懸命、誠実にその役割りを果たすということでございます。

それから、日本が参加を表明しているテーマが相当多数ございますが、そういうテーマにつきましても、日本として世界の科学技術の振興のために日本が応分の寄与をする、まあ大きなことを言えはそういうような立場でひとつ積極的に参加してまいりたい、かように思っております。

○太田淳夫君 この中で国際協力を提唱しました

フランスは、当初産業技術の協力、これを希望していましたが、今回の国際協力は政府レベルに止まって、民間の産業技術につきましても報告から除外されているということでございますけれども、政府間の協力に限定されたのはどのような理由でしょうか。

○政府委員(原田稔君) 政府間協力でどういふ分野をやるかというところでいろいろ議論がありまして、政府間協力の対象とする分野というのはやはり政府が関与できる分野でなくてはならないと。しかも、政府が関与できる分野であるとともに、先ほど申し上げましたように非常にリスクが高い。あるいは資金が相当かかる、あるいは相当長期にわたる、こういったようなものが政府間協力にふさわしい分野ではないかと、こういう合意が成立したわけでございます。

それから、民間の分野につきましては、これは先ほどちょっと申し上げましたように、基本的にやはり民間の活力、これにゆだねるべきではないかと。政府が余り干渉がましいことはすべきではないのではないかと。競争秩序の中で、民間が自由な発想によって、競争すべきものは競争し、あるいは協力すべきものは協力する、こういうふうなことでやるべきではないかと、こういう考え方で整理をしたわけでございます。

○太田淳夫君 その点のこととわかるんですけども、特に日本のように、技術力というものもあるいは研究投資額も、いま民間に集中している状況ですね。ですから、そういうところで民間の活力というものを十分に引き出していく。いま、民間の競争原理に任せるということでございましてけれども、やはり何か政府としてリードしていくことを考えなければ、十分な効果は期待できないんじゃないかと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(原田稔君) その点は、すでに産業協力というようにおきましては、通産省が中心になります。産業協力についての、何と申し上げますか、座席と申しますか、場が設けられております。

して、フランスやイギリスあるいは米国と、こういったようなところで、産業協力をいかに円滑に進めるべきかという点で、政府が首領をとっているという努力をいたしております。

それから、一般的な考え方としては、そういう民間の協力につきましても、やはりその間に民間の自由な協力を妨げる要因があるのかないのか、仮に民間の自由な協力を妨げる要因があるとしたら、それをなるべく除去していく、これが政府の任務ではないかと。例がいろいろかわかりませんが、たとえば、いろいろなスタンダード、いろいろな標準あるいは基準、こういったものが各国全くとらばらばらだ。あるいはいろいろな法的な規制について、無用な規制を行っているというところであるとすれば、これは民間の活力を阻害するわけでございまして、そういうものは除外していく、こういうことは必要ではないかと、こういう認識に立つたわけであります。

○太田淳夫君 この先進国間の科学技術協力が進められることによりまして、先進国と発展途上国、この間の技術格差、これがますます拡大していくのじゃないかというところが心配もされていくわけでございまして、南北技術格差の解消につきましまして、先進国間ではどのような討議がされたでしょうか。あるいは、南北問題でなくて、東西関係でもやはり今後大きな差がついていくのじゃないか。その点、世界全体のことを考えた場合、どのような討議がされたのでしょうか。

○政府委員(原田稔君) 南北間の科学技術の協力問題につきましては、いろいろ討議がなされてきたが、主たる討議は、やはりサミット参加八カ国、E.C.を含めて八カ国でございまして、その間の科学技術協力の議論が集中したわけでございまして、

開発途上国との関係につきましても、私、率直に申し上げまして、今後ここで選ばれた二十幾つかのテーマについて、開発途上国の参加をどうするかというのは今後の課題であると思っております。今後、各テーマごとにリード国が中心になって参加

国と相談をし、開発途上国が参加をしたいと、こういうようなお申し入れがあった場合にどう対応するか。私どもとしては、なるべく積極的にこれに対応すべきだと思っておりますが、そういう開発途上国の参加につきましても、今後の課題というところになってくるように思われます。

○太田淳夫君 この科学技術協力の報告というのは、今後先進国間でどういふような扱いを受けていくのかということですが、次のサミットでもいろいろ討議をされようと思っておりますけれども、日本としても、科学技術先進国として、やはりこのサミットにおきましてはこの問題につきましてもいろいろと提案をし、いろいろと協議の中心になつていかなければならない立場ではないかと思っておりますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(原田稔君) 一応次の、五月下旬でございまして、アメリカで開かれるサミットにおきまして、この報告書が議題になることははっきりいたしております。ただ、その際どういふ検討が行われるかという点につきましては、現在いろいろと検討中でございまして、りっぱな報告書でございまして、私はこの報告書が承認されることは間違いないと思っておりますが、これに関連してどういふ議論が展開されるのか、現在、各国寄り寄り検討中だと、こういう状況になっているわけでございまして。

○太田淳夫君 日本は、先ほど申しましたように技術先進国でございまして、責任ある立場で臨まなきゃならないと思っております。今回のこの討議につきましても、参加しているところはほとんど先進諸国でございまして、また、いま世界の科学技術の研究開発を進めているところのトップを切っているのはやはりこの国々だと思っておりますけれども、しかし、その中でも軍事研究開発、これが何といても多くを占めているのじゃないかと思うのです。また、先ほどお話しがありましたように、先端技術と南北問題とか、そういった問題もまだまだございまして、日本としてこのサミットに臨

むに当たりましては、やはり責任ある立場を確立して臨んでいただきたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

次に入ります。十八日に中曽根総理が筑波に視察に行かれるそうだけれども、最近何か科学技術についていふのじゃないかという感じもするのですが、やはりたくさんの方の国費と長年の歳月を投じてこれをつくり上げてきたわけでございまして、今後は、都市施設の整備はもとよりのこと、研究機関相互の研究の連携強化、これも図っていただきたいと思っております。いろいろな研究を促したその集積効果を十分に出すことが今後必要であると思っておりますが、その点についてどのような構想を考えておられますか。

○政府委員(下邳昭三君) 筑波の研究学園都市は、三十八年に閣議で決定されました、十七年の歳月と一兆円の投資をされまして、五十五年の三月に概成したわけでございまして、

その中には、国の関係機関が四十五機関すでに業務を開始しておりますし、さらに一つの機関が建設中でございまして、国立の試験研究機関の約三〇%が筑波に集中しているということでございまして、人員と予算にいたしまして、国立研究機関の四〇%が集中しております。その中で集積効果を出せるだけ發揮しなければいけないわけでございまして、そのために私もいろいろいたしまして、筑波に所在いたします研究機関の長で構成されております連絡協議会をつくりまして、システムとしてどういふふうな協力ができるかというふうなことを常々検討しております。また、研究交流センターというのを私も持っておりますが、そこでお世話を申し上げまして、いろいろと共通的な課題もございまして、二十二の研究グループをつくりまして研究交流が進められておるといふのが現状でございまして、これからも、なお一層この協力を進めてまいりたいと思っております。

○太田淳夫君 研究学園都市は、日本が創造的研究を育てて、世界の発展に積極的に貢献するため

に重要な役割を果たすことが期待されているわけですが、筑波と諸外国の研究交流、これを積極的に推進すべきじゃないかと思いますが、その点はどのように進めていますか。

○政府委員(下郎昭三君) 最近、諸外国からの首脳が来日されます、筑波研究学園都市を訪問されます。内外の評価が高いのではないかと思います。内外の交流関係を深めようではないかという話が出ます。私も当然そういうふうに進めたいと思います。フランスからの要望もございまして、具体的に申し上げますとパリの南にございまして、イル・ド・フランス研究学園都市というのがございまして、そこと筑波の研究学園都市との間で姉妹関係を結ばないかという話がございます。

姉妹関係と申ししてもいろいろな形態がございます。たとえば自治体同士の姉妹都市というふうなものもございまして、大学同士の協力関係というのもございまして、それから研究機関のグループとしての協力関係というのもございまして、どういう形が実際の可能かどうか、できるものからやってみようという考え方で、まず大学同士の交流関係をつくることになりまして、先日筑波大学とパリ第十一大学と申しまして、パリ南大学とも称しておりますが、そういうところとの交流協定が締結されたところでございます。

私も、それだけではなくて、もう少しそれを広げたいということで、いろいろとフランスとの間で検討を進めているところでございます。そのほかにつきましても、できるだけ国際交流を深めるように、これからの努力をまいりたいと考えておるところでございます。

○太田淳夫君 次に、万博につきましてもちよと触れておきます。

せんだつてもちよと御質問をさせていただいたわけでございますけれども、いよいよ迫つてはきましたのですが、外国の出席、これがやはり一

つの大きな、成功するかどうかの鍵を握っているのではないかと考えておりますが、外国の出席の招請の活動状況及び現在までの参加表明国については、どのような状態になっておりますか。

○政府委員(下郎昭三君) 国際科学技術博覧会を挙げての国際的事業でございますので、できるだけ多くの外国からの出席が望まれるわけでございます。私も積極的に参加招請活動が続いているところでございます。

具体的には、五十六年の十一月に閣議決定をいたしまして、百六十一カ国、五十四国機関に對しまして出展の招請状を出しました。また、五十七年の十月には、対外活動の中心となります科学万博の政府代表というものを設けまして、井川前駐仏大使がこれに就任いたしました。体制を強化したところでございまして、これまでに北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパ、東南アジア、中国、韓国等に招請団を派遣いたしました。また、外国からも要人が見えるわけでございまして、こちらからもいろいろな方が外国に行かれますが、あらゆる機会をとらえて招請に努めておるところでございます。

これまでにすでにアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、チリ、タイ等の九カ国、それから四国機関から参加の意思表明を受けております。また現在、相当数の外国、国際機関におきまして参加についての検討が進められているところでございます。

今後とも、万博の政府代表、それから博覧会協会、私も、外務省全体を挙げまして、積極的な招請活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 あと、問題点は、アクセスの問題があらうかと思うのです。

約二千万人の観客を予定しているということでございますので、万博会場へのアクセス、この対策はどのようになつておりますか、また問題点は何か、どんなところにありますか。

○政府委員(下郎昭三君) 科学万博におきまして

は、先ほどお話にございましたように、予想入場者数といたしまして約二千万人を想定いたしております。そのうち一千万人は自動車で行かれる、それから一千万人は鉄道を利用されるというふうな想定しております。いずれの道をとるにいたしましても、筑波という地理的条件を考えますと、輸送問題というのはなかなか大変でございます。これを円滑に行いますための所要の対策をとつていくことが必要だと考えております。この件につきましては、博覧会協会、茨城県等の協力を得まして関係省庁といろいろと検討をいたしまして、一昨年の十一月に国際科学技術博覧会関係閣僚会議というのを開催していただきまして、特に緊急を要する道路とか鉄道等につきましての事業計画を決定していただきました。

道路につきましては、既設の道路を十分に活用しなければならぬということでございまして、自動車の高速道路等がございまして、それから、そこから東京までのつなぎの首都高速道路もございまして、そういうものを整備していくことにいたしております。その他の広域道路も考えまして、それから会場周辺の道路につきましても重点的に整備をするということにいたしております。

次に鉄道でございますけれども、国鉄の常磐線につきましましては、取手より北の方に参りますのが輸送力が非常に小さいということで問題になっておりますが、国鉄が現在進めております通勤輸送対策、東京への通勤が主でございますけれども、その通勤輸送対策の改善計画を活用いたしまして、中距離電車の十五両化を図るとか、編成をふやすというようなことで輸送力の増強を図つていくことといたしております。

常磐線を利用するお客様に對しましては、常磐線の牛久駅と荒川沖駅の間に臨時駅を設置いたしまして、そこから会場までバス輸送をするという計画にいたしております。そのバス輸送について運転要員の確保等いろいろ問題がございます。したがって、できるだけ一台でたくさん運べる

ような連接バスというのをいま考えておりますが、そういうものを導入していかうということも関係方面といろいろと話し合ひを続けているところでございます。連接バスを走らせておりますいろいろな国がございまして、近くその国に調査員を派遣して具体的に煮詰めていきたいというふうに考えております。

また、ことしの一月に開かれました関係閣僚会議におきまして、交通安全施設の整備、交通標識とか信号の自動化とかいろいろなものがございますが、そういう整備計画についても御決定をいただきまして、これらを万博に間に合うように進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○太田淳夫君 あとは、観客とかあるいは従業員の方々の宿泊の施設ということがやはり問題になつてございと思うんですが、現在あの周辺の収容能力では十分でないと思ひますが、その点はどういう対策をとられますか。

○政府委員(下郎昭三君) 宿泊につきましては先生御指摘のとおりでございます。会場地周辺の宿泊能力というのは非常に小そうございます。茨城県内の主要都市の宿泊能力も限られております。したがって、観客に對しましては宿泊施設の大宗は、会場から約五十キロ離れておりますが、東京に依存せざるを得ないというふうに考えております。しかしながら、観客の利便とか交通対策等の観点から見ますと、できるだけ会場地付近に宿泊能力を向上させるということが必要でございますので、博覧会協会とか地元茨城県におきまして種々対策が検討されております。しかし、博覧会の終了後の利用状況を考えますと、恒久的な宿泊施設をつくりましたときには数多くの問題がまた出てまいります。したがって、現実的な対応策といたしましては民宿とか民泊とか、そういうようなものを整備していくことが必要なのではないか、また現実的なのではないかということでございます。したがって、茨城県におきまして現在民宿の態勢強化とか、民泊提供者の組織化とか、そんな

ようなことにつきましていろいろと検討されております。具体的には試験民宿と申しますか、そういうようなものもやってみるというようなことで、組織化に努めておられるところでございます。

それから、従業員とか関係者の宿舎も問題でございいますが、これにつきましては住宅・都市整備公団とか雇用促進事業団とか、そういうようなところの公的住宅の利用とか、あるいは民間住宅の借り上げ、仮設住宅の建設というようなものを進めまして、何とか確保してまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○太田淳夫君 次に、航空宇宙技術研究所で開発を進めてみえますSTOLですね。これは短い滑走路で離着陸できる、あるいは騒音も小さいという特徴があるということでございますけれども、この研究開発に関する考え方とその計画について伺いたいと思います。

○政府委員(加藤泰丸君) STOL機の研究開発の考え方並びに計画でございますが、戦後、航空機の研究開発につきましては、わが国の場合かなり長い間のブランクがあつたわけでございます。その間世界の航空機は従来のプロペラからジェット化というふうに時代が移つていったわけでございますが、そういう非常に重要な時期に、わが国においては航空機の研究が一定期間断絶をしたために、わが国の航空機技術は世界の先進国に對しまして非常に大きく立ちおくれたわけでございます。

そこで、わが国もとかく航空機の技術研究につきまして早く先進国に追いつく、追いつくといふことの必要性があつたわけでございますが、まず民間用の航空機を自主技術で開発をするということの必要性から、われわれはいろいろな検討をしてまいりました。特にわが国の場合、先ほど先生も御指摘のように、離島が多く非常に国土も狭い。また飛行場の場所も市街地に近く設置されているといつたような場合が多いございますので、短距離の離着陸性を持たした飛行機であり、なお

かつ低騒音性にすぐれた飛行機を開発する必要があるという考え方が基本にあつたわけでございます。同時に、わが国におきましても自主的にジェットエンジンを開発するというような計画が一方では先行いたしましたして、通商産業省工業技術院の大型工業技術開発制度によりまして、科学技術庁航空宇宙技術研究所の協力のもとに開発をして、FJRというエンジンの研究をしまいつたわけでございますが、その推力が大体一基当たり五トンの推力を持ったもので、これは中型の飛行機には非常に役に立つエンジンと考えたものが、これが成功したわけでございます。そのようなエンジンをひとつ実用化に結びつけたといった意味も兼ねまして、ここでSTOL機の研究開発にかかるというふうにしたのが、STOL機の研究開発の基本的な考え方でございます。

このSTOL機につきましては、昭和五十二年から基礎的な設計研究に入りまして、現段階においてはその実機の組み立てに邁進しているというところでございます。

○太田淳夫君 いま第一号機というんですか、試作機がされていますけれども、今後はどのような予定で進められますか。

○政府委員(加藤泰丸君) STOLの実験機につきましては、現在機体の全体組み立てが行われております。その作業が順調に進んでおりまして、五十九年度の初めには初飛行ができるというところまでこぎつけてまいりました。そして、この実験機の製作と並行いたしましたして、各種新技術の開

発のための、たとえば飛行シミュレーション試験であるとかエンジンの地上試験といったような関連試験も、精力的に現在進められております。

なお、この実験機が完成した後、すなわち昭和五十九年からでございますが、昭和五十九年度からは三カ年間にわたりまして、この実験機を用いて飛行実験をするというような計画も持っているわけでございます。この実験機を用いましての飛行実験では、アッパー・サーフェス・ブローイングによる動力式高揚力システム、これはもとより

でございますが、そのほかに電気信号によって飛行制御を行うフライ・バイ・ワイヤの方式、あるいはデジタルコンピュータによって操縦の自動化ないし安定化の増大を図るSCAS方式、そういうような各種の新しい技術につきまして多角的に試験を行って、その実用性を実証していくということを考えているわけでございます。

○太田淳夫君 次に、原発公開ヒヤリングについてお尋ねします。

さんだって、五月に予定されています中国電力の島根原子力発電所二号機ですが、この増設に伴います原子力安全委員会主催の第二次公開ヒヤリングに、島根県評などの皆さん方が参加することが決まったということが報道されているわけですが、これはどのような経緯があつて実現したんでしょうか。

○説明員(御國生圭輔君) 原子力安全委員会は、
 発足いたしましたときから、昭和五十一年の原子
 力行政懇談会の御意見に従ひまして、ダブルチエ
 ックをするときに地元の方々の御意見を反映させ
 ようということで、第二次公開ヒヤリングを行つ
 てまいりました。現在まで七回行つております
 が、毎回、前回行いましたことから経験を得まし

て、何らかの改善を施しつつ現在までに七回いたしたところでございます。

今何予定されております五月十三日、十四日に行います中国電力島根原子力発電所二号炉の公開ヒヤリングにつきましては、島根県知事からの強い御要請もございまして、もともと公開ヒヤリン

グを行いますのには地元の方々の御意見を伺いまして御協力を得ないとできませんのですが、島根県知事の強い御要望がございましたので、従来一日やつておりました日にちを二日にする。それから、いわゆる反対派に属する方々に対しても十分な時間を差し上げる。まあほぼ半分ぐらゐの時間は割り当てる。あるいは、従来はお一人に対して質問時間十分ということにしておりましたけれども、このたびは、適当であると委員会が考えました場合には一人四十分を限度として時間を延ばす

というふうな、幾つかの改善点を取り上げまして、従来にも増して多様方式を取り入れたヒヤリングをやらうということを考えておる次第でございます。

本来、原子力安全委員会の行います公開ヒヤリングは、反対であるとか賛成であるというふうなそういう立場の区別がなく、十分な討議が行われる、自由に討議が行われるということが私たちの念願でございました。今回行われますヒヤリングにおきましては、われわれが念願にしておりました自由で潤達な意見交換ができることを私たちは大いに期待しております。ただ、初めての試みでございますので、われわれも運営に十分注意をいたしまして、地元の方々の御意見が十分われわれに酌み取ることができまうように、また、その結果をダブルチェックに反映させることができるように努力してやつていきたいと考えておるところでございます。

○太田淳夫君 いまお話のあったとおりだと思いますが、いわゆる島根方式というのが定着して今後同じようなヒヤリングが開かれるか否かは、今行われるいわゆる島根方式が成功するかどうかにかかっているんじゃないかと思うのです。

そこで、いまお話のありましたように、「反原発派の皆さん方、そういう反対の皆さん方の意見陳述とか、あるいは主催者側の説明がうまくそこにかみ合うかどうか、あるいは陳述意見が原子力安全行政に反映できるかどうか、そういうことにもかかっている」と思いますけれども、科学技術庁としてはこの方式についてのどのような考えをお持ちですか。

○政府委員(赤羽信久君) 第二次公開ヒヤリングは原子力安全委員会の主催する会でございますので、ただいま委員長からお答え申し上げましたように、できるだけ地元の意見を広く伺い、かつ忌憚ない意見を伺うにはどうしたらいいかということを従来もいろいろ工夫してきたわけでございます。今度はかなり立ち上った県知事さんのごあつせんがありまして、大幅の改善といえますか、前

進ができたのじゃないか。ただ、先生の御指摘のように、実際に行われます議論がどうなるかというところはまだ未知数ではございます。しかしながら、必ずしもきちんとかみ合わなくても、それぞれの立場、それぞれの意見の人が忌憚なく意見を言っていたということによりまして、答弁側もそれぞれ対応した答弁をいたすべきでございますし、特にその意見を参酌する立場にあります安全委員会及びわれわれ事務局としましては、それなりの生の意見を十分酌み入れて審査に参考にしていきたい。当面はそう考えていくのじゃないかなと考えておるところでございます。

○太田淳夫君 前回行われました東京電力の柏崎原発の第二次公開ヒヤリングは、これはいわゆる文書方式が採用されましたが、今後第二次公開ヒヤリングが予定されていますが、東北電力の巻発電所一号あるいは北海道電力の泊発電所一号及び二号などについては、文書方式にかわって島根方式を採用する考えはあるのでしょうか。

○説明員(御園生圭輔君) 公開ヒヤリングを実施するに当たりましては、どうしても地元の方の御理解と御協力が必要でございます。これがございませんとできませんので、それぞれ地元の個別事情というものがあるかと思っておりますので、そのときにその御意向を参酌して行わざるを得ないと考えております。

ただいまお話がありました東北電力の巻原子力発電所、それから北海道の共和・泊原子力発電所につきましては、通産省がいま審議をしておる段階でございます。まだ私たちの方に諮問が来ておりません。したがって、いますぐこういうふうにするつもりだと申し上げることはむづかしいでございますが、先生のおっしゃいますように、自由な場で討論ができるということが一番望ましいことでもございますし、この二つの発電所につきましては、ともにまだ安全委員会が一回も二次公開ヒヤリングを行っていない場所でございます。したがって、できることならば、委員会といましては、対話方式を主としたものでやりたい

と考えておりますけれども、これは地元の御事情にもよると思っておりますので、地元の方々の御意見を聞いてからどういうふうにするかを決めていきたいと考えております。

安全委員会といたしましては、地元の方々と意思の疎通を図りながら、それを行政に反映させるようにダブルチェックをするということが最も重要だとわれわれは考えておりますので、そういう意味で今後とも努力をしていく所存でございます。

○太田淳夫君 第一次公開ヒヤリングにつきましては通産省が主催しているわけですが、通産省はこのいわゆる島根方式につきましてはどのような見解をお持ちですか。

○説明員(高沢信行君) 第一次公開ヒヤリング制度は、先生御承知のとおり、原子力発電の円滑な立地の促進のために地元の方々の理解と御協力を得ることが非常に大事ということで、電調審上程前に地元において開催をしてきたわけでございます。五十四年以来これまで六回開催をしてきているわけでございます。

今回の島根方式につきましては、私ども、この島根の動きが地域の特殊事情なのか、あるいはこれが今後全国的な趨勢になるのか、それからまた、今回の公開ヒヤリングが非常に成功裏に実りある対話が実現できるかどうか、大きな関心を有して眺めているところでございます。したがって、今後、第一次公開ヒヤリングに当たりまして、島根の実績も踏まえまして、それからまた、各地域地域でいろいろの御要望もあるかと思っておりますので、そういった御要望も踏まえまして、私ども、対話の精神が生かされますよう最善の努力をしていきたいと考えているわけでございます。

○太田淳夫君 終わります。

○佐藤昭夫君 本日は、静岡県浜岡町にある中部電力の浜岡原発の安全性問題について、幾つか質問をいたしたいと思っております。

まず、浜岡原発は、予知と安全対策強化が強調

されております東海大地震の想定震源域、この真上にあるというふう言われているわけでありませうけれども、事実そうですね。

○説明員(末廣恵雄君) 中部電力の浜岡発電所は、先生いま御指摘のとおり、東海地震の想定地域でございます。

○佐藤昭夫君 地震予知連の力武常次教授が、その著書「総点検地震列島」という本の中の百三十三ページから百三十一ページ、ここにおいて、東海大地震が発生したら浜岡の原発は壊滅的打撃を受けかねないという危惧を表明されているわけでありませう。このようなところに原子力発電所をつくるというのは全く無謀だというふうに私は思うわけでありませうが、三号炉の建設工事、これは現在どういう状況にありますか。

○説明員(末廣恵雄君) 三号機でございますが、昨年十一月に現地工事を開始いたしました。基礎の掘削を始め、現在原子炉建屋の基礎コンクリートの打設を開始しておりますところでございます。

○佐藤昭夫君 この三号炉の敷地の地盤には、中部電力の増設申請書でも、H断層という大きな断層が存在しているというふう書いておられるわけでありませう。この原子力発電所の安全性をめぐって大いに問題になっておるところであります。

いまもありませんが、したがって土をはがして削り上げておるということ、問題の断層がどういう姿になっているのか、それが非常にわかりやうく目に映るという状況にあると思ふんです。したがって、いろいろ言われておる心配、不安、これを解消するためにも、そういう不安を表明しておる住民や学者、専門家、そういう方々から一遍この現場を公開してもらいたい、こういう声が強く出されているわけでありませうけれども、ぜひ実際の現在の工事の姿、その掘削のそこにあられておる姿、こういうものを見せるにはどういふいい時期、上に全部建屋が建つてしまふと見ようと思つてもなかなかむづかしいので、チャンスとも言うべき時期でありますから、一遍、それを希望される人たちに、公開の希望があればひとつ見せるということをやつてもらつたらどうかというふうには私は思ふんですけれども、どうでしょう。

○説明員(末廣恵雄君) 浜岡三号機のサイトでございますが、ここにはいわゆるH断層、H断層系と私ども申しておりますが、海岸線にほぼ平行に走っております三本の断層が存在しております。それは当初、ボーリング調査とかあるいは試掘坑調査を行ひまして、その結果そういった断層があるということとは認められていたわけでございませうが、この断層につきましては、私どもも安全審査の段階で十分評価いたしました。安全上支障となるものでないというふう判断しているわけでございませう。

ただいま先生から、こういったサイトの状況について一般の方に見る機会をつくつてはということでございますが、この断層につきましては、試掘坑調査をやつております段階で、試掘坑の中でいろいろ見えるわけでございませうが、この試掘坑につきましては、一般的な見学と申しますか、発電所にいろいろの見学に来られた方々に対しては従来から、希望があれば、現場のいろいろの制約条件がございませうが、差し支えない限りお見せしているわけですね。それで、こういった断層系につきましては外部の方もこれまで見ておられるわけでございませうが、ただいま現状を申し上げますと、すでに工事を始めておりまして、実際には基礎の掘削工事をやりましてあそこはほとんど掘削しておられますし、それから、あと、コンクリートの充てんを一部やつておりますので、現実問題としてはいま見学できる場所というのは非常に少なくなつております。したがって、従来いろいろお見せしていたわけですが、現時点で申し上げますと、非常に困難な状況でございます。

○佐藤昭夫君 希望される方々に見せないわけはない。試掘坑については見せる。こういうふうな言い方をされているわけですが、私がおちよつと確かめなかつたかぬかと思ひますの

は、通産省なり、電力会社、中電の方なりが、そちらの判断でセレクトをして、これについては見せまうということじゃなく、不安を持つておる住民の代表、あるいは学者、専門家、これがこのこの部分については一通しかと目で見たいということ希望する部分については、極力見せる、こういうふうに対応をする気持ちだというふうに理解していいんですか。

○説明員(末廣恵雄君) 発電所の見学自体は支障ないかと思いますが、サイトの場所によりましては現場工事やっておりますので、工事の制約上どうしても制限があるかと思ひます。ですから、必ずしも御希望に沿いかねる場合もあるかと思ひます。

○佐藤昭夫君 何も物すごい大人数が押しかけて、この工事の進行がそのことによつて妨害をされるか、中断をされるか、こういう極端なことを私は申し上げておるわけじゃない。

住民の代表、学者、専門家、そういう代表の人たちがぜひこの部分については不安があるから見たい、こういうことで表明があつた場合、その部分については見せる、基本的に見せる、こういうことですね。

○説明員(末廣恵雄君) 具体的に電力会社の方に申し入れがございました時点で御相談させていたいただきたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、いま現場工事を実施しておりますので、いまここでお約束しかねるところでございますので、電力会社の方にはそういう方向で私も指導したいと思ひます。

○佐藤昭夫君 具体的に指導したいと、私、大変なことを申し上げても、この席上では、できるだけ見せるようにしたい、こう言ひながら、しかし実際には折衝の窓口は電力会社側と、こうなるわけですね。その段階で何だかんだという理由をつけて実際は見せないということが起こるんじゃないかという危惧をして、くだいように念を押すような聞き方をするわけですが、こういう理由がない限り基本的に見せる、こういう方向

で通産省としては電力会社の側を指導しようと思ひ、こういうことですね。

○説明員(末廣恵雄君) 先ほど申し上げましたように、現場工事やっておりますので、その状況に応じて御相談させていただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 安全委員会からおいでを願つておりますので、この機会に安全委員会の見解もひとつあわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

一号炉、二号炉はもうそろそろ安全委員会としてダブル審査をなさつてやつてきておる、こういう問題であります。本来の安全委員会の任務、理念、この理念に照らして、国民が納得をするような形で原子力開発行政を進めていくという基本的見地、そういう点からいって、住民や学者、専門家の方々から、ぜひこういう点については一通目でしたか確かめたいという希望が出てくるという問題については、ひとつ極力それに応ずる方向で対応をしていくという立場で必要な指導をしていく、これも安全委員会の精神だ、基本精神だというふうな理解をしてよろしいですね。

○説明員(御園生圭輔君) 原子力安全委員会が負わされております使命というのは、必ずしもいま先生御指摘のようなことではございませんで、これは実際には設置法で細かく規制されておりますので、全般的なことについては、よろしいとかどうかというふうなお返事はちよつとむずかしいと思ひます。

ただ、原子炉のダブルチェックをいたします場合について申しますと、具体的に、通産大臣の方から、通産省が行いました安全審査書をつけて、安全と技術的基準についての諮問をわれわれは受けるわけでございます。それで、その安全審査書につきましましては、電力会社から提出されました申請書などあわせて私たちが審査をいたします。この申請書そのものも公表されておるものでございまして、それから審査書そのものも公表されておるものでございまして、私たちは、それに基づきまして、原子炉安全審査会などに指示を

いたしまして詳しい審査をいたさせております。専門家は現地調査を行いましたいろいろなことをして、最後に答申書を出さなければならぬが、この答申書も公表されておりますし、それから、審査を進めていく段階においては、先ほど申しました公開ヒヤリングを行います。十分に地元の方々の御意見は伺える計らいをしております。その結果につきましては、答申書を出しまして、そのときに参酌状況書を出しましてこれも公表されております。

そういう意味で、原子力安全委員会が関しては、ことにしましては、いわゆる公開の原則は担保されていると私は考えております。

○佐藤昭夫君 公開の原則というのは原子力行政の基本精神だということをいまも言われておるわけですが、直接この問題とどうこうということでは、そういう基本精神について私も尋ねをしたわけですが、それで、大臣、ちよつとあわせてお尋ねをして

おきたい。いま問題にしておりますその断層の姿についていろいろ不安を持つておる住民や学者、専門家の方々が、一通ひとつしかと目確かめてみたいというのに対して、極力そういう希望に対して対応していくというのは、電力会社を直接指導するのは通産省がしませんが、当委員会、科学技術特別委員会として長官が本日この総責任者として出ておられますので、長官としてもそういう基本精神でひとつ必要な指導をやっていただきたい、当然そういうことでは、その点の理解を求めておきます。

○国務大臣(安田隆明君) 先ほど来、佐藤先生の御話をお聞きしておりました。吉田先生からもこの原子力政策の推進について、安全性の問題につきましましていろいろ御質問、問答があつたわけでありまして、私はこういうふうな思つております。いわゆる電源立地、いわゆる原子力発電所を設

置する事業者もしくは設置する者、これは一体何を先行的に、優先的に考えるであらうか。われわれは、これはもう行政は、あくまでも安全というものを第一義的に考える、これはもう当然中の当然だと思ひます。こういう側面の中において、次に一体経済性をどう持つかと、こういうことにならなければならない。だから、設置者、事業者というものが、いわゆる経済性を優先しちやつて、そして安全性を二義的に考えるということは、これはおおよそわれわれは許しませんし、また事業者もそれは考えられないことなっております。ただ私たちは、やはりこれ科学技術庁として、あるいは試験研究機関として、経済性について、いかにすれば経済性を維持することができるとかという研究は、これはやります。

だから、私いろいろ御質問を聞いておりました、安全性はこれは絶対第一義的、先行的、優先的なものである。じゃそれは担保できているの、こういうことになりました。これはもう佐藤先生御存じのとおり、第三条機関と同じような性格を持った安全委員会という公正中立な、しかもすばらしい見識とそういう経験を持ったこういう人たちが構成される、こういう人々たちによつて審査を受ける、審査をする、こういうことになつておるわけでありまして、政府はこの意見を尊重しなければならぬという義務を課せられてい安全委員会の答申でございまして、いま委員長のおつしやいましたとおり、それとおり私たちはこれを尊重し、これを履行すると、こういう義務を負つておるわけでありまして。

いま安全委員長からいろいろ御答弁がございまして、私はそのとおりでございまして、そうしてそれを見せるのか見せないのか、こうなりますが、これはいま委員長もいろいろお話をございしましたが、これはもうケース・バイ・ケース、事情によつて、あるいは見せることもあるでしょう。あるいは、これはちよつと都合が悪いからというところもあるかも知れませんが、私にいまどう考えるのか、どう行政指導をするのか

かところがなるといふと、私は、安全委員長がいま御答弁になりましたそのいわゆる考え方、その精神の延長の中において行政指導を行つていくと、こういうことで御了解願いたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 いろいろ長い答弁をなさつたわけでありまうけれども、長官も原子力発電について安全性の担保、これが前提だと言われるわけですし、それから安全委員長の方も安全性を確保するために公開の原則、これが原子力行政の基本精神だと言われた、それと同じ立場でございまして、このことであるので、ひとついろいろの表明をされておる不安に対しては極力公開をして、見たいという部分は見てもらう、こういうことで対応してもらいたいというふうに思ふのであります。

私が冒頭からなぜこのことをしつこいようにきよう申し上げておるかということでありまうが、実は、御承知のことと思ひますが、この浜岡原発付近の白羽というところで先日、日本科学者会議の藤井陽一郎茨城大学教授を初めとする調査団、この研究者の皆さん方が調査の結果、第四紀層を切る断層の露頭が発見されたということが発表されておるわけでありまう。これは、この浜岡原発三号炉の安全審査に重大なミス、重大な見過ごし、見逃し、これがあつたことを浮き彫りにする問題でありますので、実は私は特にこのことをきようは取り上げておるわけでありまう。

三号炉の増設についての本来の中部電力の申請書では、原発敷地に東西方向に平行して走る断層いわゆるH断層が存在すると。この断層は、基盤になる百七十万年以前の古い地層である相良層、これを切つておる。そして、このH断層を第四紀層との関係を調査して、断層の活動性を検討するために付近の十数カ所の露頭を観測しまして、いずれも上位の第四紀層に変位を与えていないといふことで、敷地のH断層も第四紀後期以降動いていない、つまり安全だと、こういう結論を出してこの申請書に記載をしておるわけでありまう。こ

れを受けて、通産省も安全委員会もそれをそのまま認めて、建設オーケーというゴーサインを出した。

ところが今回、この藤井教授を初めとする調査団の調査、これによつて、御前崎町の白羽断層の露頭で第四紀層の御前崎礫層に変位を与えておるということが明確になつたと発表になつておるわけでありまう。

この事実、中部電力の、H断層は安全という評価、いわばこのポイントを覆すような重大な指摘になるわけでありまう。こうした点でこの三号炉の安全審査には重大な問題があつたといふふうに私は思ふんですが、その点について安全委員会の御見解はどうですか。

○説明員(御園生圭輔君) この点は通産省が直接答えた方が私はいと思ふんですが、これは栗田議員から質問書が出ておると私は聞いておるんですが、それについて通産省の方が現在準備をしておるのだと思ひますが。

私たちがダブルチェックの申請を受けましたのは五十五年の十二月でございまして、それで、通産省の審査書並びに中部電力の変更申請書に基づいて専門家が十分検討しておりました、その敷地ばかりでなしに敷地周辺の地質、地盤も十分に検討しており、その結果H断層は問題がないものといふ判断を下しておりました。現在のところは私たちが、われわれの専門家が十分に調査した上で加えた判断は正しいと思ひておるわけでありまう。

○説明員(末廣恵雄君) 先生御指摘の白羽の露頭でございまして、私も、浜岡原子力発電所の三号炉の安全審査に当たりまして、この露頭も含めまして十分検討を行つておりました。この露頭につきましては、いわゆる地層といたしまして上の方の方が比較的新しい地層、いわゆる第四紀層でございまして、これは御前崎礫層と言つておるわけですが、その御前崎礫層を切る断層と、それから下の方のいわゆる古い相良層を切る断層とはつながつておるものじやないといふような判断を下してお

○佐藤昭夫君 通産省、そうするといふのあなたの方では、藤井教授を初めとする調査、この問題の指摘、これは一顧だにするに値しない。そういう指摘があつたからもう一遍調べていこうという気持ちもない、黙殺といふようなそういう態度ですか。

○説明員(末廣恵雄君) 当該露頭につきましては、私も審査の段階で十分検討しておりますので、いま現時点で再度検討するということは考えておりません。

○佐藤昭夫君 この機会に安全委員会にお尋ねをしておきますけれども、先ほど来私が申し上げておるような、藤井教授を初めとするそういう指摘が出されてきておるわけですが、本来、この三号炉の安全審査をなさつた場合に、安全委員会としては独自の現地調査はしたんですか。それとも、通産省の方から出されてきた審査報告書、この書面審査だけで済みますか、どうですか、ちよつとついでに聞いておきます。

○説明員(御園生圭輔君) ダブルチェックというたてまえから申しますと、通産省が持つてきました安全審査書に基づいてこれを審査するということでございます。が、何と申しまして地質、地盤というところは重要でございまして、原子炉安全審査会の中にそのような専門家がございまして、現地調査はいたしておりました。

○佐藤昭夫君 現地調査をした。

○説明員(御園生圭輔君) いたしておりました。

○佐藤昭夫君 安全委員会の責任で。

○説明員(御園生圭輔君) もちろん安全委員会の責任でございまして。ただ、どこまでも審査書に基づいて。審査書と申しますのは、通産省が審査を申請してまいりました安全審査書に基づいて、こちらの専門家が現地調査も加えまして審査をしたということでございます。

○佐藤昭夫君 私が念を押すような形で質問をしたのに対してそういう方をされておるのですけれども、私は、本当に安全委員会が独自の立場で現地調査をなさつたのか大変疑問なんです。あ

くまで基本は書面審査にとどまつておるんじゃないかといふふうに思ふんですけれども、この調査団がどういふ指摘をしておるか、もう少し具体的な話に入つて、一つ一つはつきりしていきましよう。

そこでまず、中部電力が、いずれもこの上位の第四紀層に変位を与えていない、安全だ、大丈夫だ、こういうふうにしておる。この、十数カ所で観察をしたという露頭ですね、この観察を行った十数カ所の露頭の明確な場所、それから露頭のスケッチ、これは公開できますね、公表できますね。

○説明員(末廣恵雄君) 申請書にあります十数カ所の露頭と申しますのは、申請書の中の資料に、地図の中にその場所が明示されておるわけでありまう。

○佐藤昭夫君 スケッチは、露頭スケッチですか。

○説明員(末廣恵雄君) 露頭スケッチにつきましては、この十数カ所の露頭を検討いたしました目的は、サイトの中のH断層系の評価を行うためにやつたわけでございまして、そのH断層系の評価、判断に必要な露頭につきましては、スケッチ図も添付書類の中に入つておるわけでありまう。

○佐藤昭夫君 安全委員長なり、あるいは当時は長官ではなかったんですけれども現在の安田長官、念頭にどまつておるんですか。申請書に添付をされておる。観測を行ったという露頭のスケッチ、これは、この問題になつておる、不安の集まつておる決定的な地点、これについて一枚しかないんですよ、申請書に添付をされておるスケッチ図は。そして、ほかにもたくさんスケッチが載つておるけれども、それは言うなら問題の地域から遠く離れたような、島田とか、天竜とか、富士川とか、焼津とか、こういうところの図は確かに幾つか載つておる。しかし問題の地域、その地域のスケッチは、これは御前崎、白羽の三十六日〇一という、これ一枚です

ね。こんな一枚だけ載せて、スケッチをごらんいただければどういふことだ、安全性は全く心配ござ

いません、こういう説明になり得るか。そういうことになっておるといことを安全委員長御存じでしょうか。

○説明員(御園生圭輔君) 申請書に出ております断層のスケッチは、御指摘のとおり、番号の名前は忘れましたが、それは出ております。実際に専門家が踏査しておりますのは、今回栗田議員が御指摘なさっていると思われるところも踏査はしておるようでございます。ただ、これは申請書にそのスケッチは載っていないことは間違いないかと思ひますが、実際に踏査はしております。

○佐藤昭夫君 申請書に添付されているスケッチ図は、私の言うとおりで、片や、衆議院の栗田議員が提出をしておるこの疑問点、全部で十数カ所、これのスケッチ図はあるというわけですね。

だからそれは、見せてくれと言つたら公開できずね、見せられずね。当然あるでしょうね、スケッチ図。なかつたとしたら、ぐあいが悪いからないというふうな言ひを言ひ張つておるのかというふうな言ひを得なくなるわけ、だからそれを見せろと言つたら見せられずね。

○説明員(末廣恵雄君) 公開資料といたしまして申請書をどういう形で整理するかという問題になるかと思ひますが、本件の場合につきまして申し上げますと、申請書の説明といたしまして、体系といたしまして、こういった十数カ所の露頭を調査検討したというところで、その十数カ所の場所が申請書の中に明示されておまして、その結果、敷地の内部の断層系を評価する上に必要な、必要などいいますか、有益な露頭、それがこの申請書の中に代表的に載っているわけでございます。その他につきましては、私どもも現地調査等で直接このサイトの中の断層系を評価するに当たり、直接関係ないということも確認しております。したがって、申請書の中ではその必要な部分だけが載っているということでございます。

○佐藤昭夫君 安全委員長、いまのような論法で、不安を持っている人たちの不安が解消できると思ひますか。全部で十数カ所の露頭の観測をし

た。しかし、三号炉増設の申請書につけた添付資料にはどれを載せるかということについては、これは電力会社なり通産省の方の判断でセレクトしたんです、こう言われたら、それは都合の悪いのは隠したと違ふかというふうな思ふ人が出てきますね。それがいま不安を呼んでおるわけですね。しかし、とにかく観測したという以上は全部スケッチはあるはずなんです。あるはずなんだから一遍全部見せてくれ、こう言うてもあなたは答えない、見せるとも見せないも。これで一体不安が解消できると思ひますか、安全委員長。

○説明員(御園生圭輔君) これは議論の仕方によらぬだけと思ひますが、恐らく申請書にはこれだけで十分だと思ふものを載せてきているんだと思ひます。

それから、通産が一次審査をします場合も、これは専門家がおりますからそれ以外の場所も十分見ているんだと思ひます。その場合に、一々それを新しく載せる必要はない、それほどのことはないと考へればそのままで済んでいて、現在のような形で済んでいるんだと思ひます。私たちはそういう書類をもとにして現地踏査を加えながら審査をいたすわけでございますが、専門家が現まして、これでわかるということになれば、専門家の意見というものは貴重でございますので、私たちは、専門家の十分見た書類も見、現地も調査した上で、大丈夫であるという答申が出てまいりますと、その筋が納得できればそれは間違いないものと、こういうふうな判断するわけでございます。

○佐藤昭夫君 私はいまの論理、依然として説得力がないと思ひますね。じゃ逆に聞きますよ。う。ほかのものは見せたらぐあいが悪いんですか、何か都合が悪いことが起こりますか。起こりませんか。

○説明員(御園生圭輔君) 私は見せてぐあいが悪いとかいいとかいう問題ではないと思ひます。なぜそれを載せていなかったかというお話で、その審査に十分であると考へてつけなかったんだら

うということ、われわれはそれ以外のところも含めて調べて結果を出しましたと、こういうふうにお答え申している次第でございます。出ていないものはぐあいが悪いだろうというふうな論理を展開しているわけではございません。

○佐藤昭夫君 その言ひ方は、依然として説得力がありませんね。

この写真を見せようかと参考で政府側に見せました。これが申請書の地図で言う三十六K〇三ですね、この露頭。すなわち御前崎町広沢、そこに現れる断層の露頭の写真です。この写真にはつきり出てきています。これは言うまでもなく、先ほどから言つて十数カ所で観測をしたというその中の一つ、三十六K〇三でありますけれども、その上に礫が入っていることは明瞭ですね。こういう上に乗っている礫層に変化を与えている。そういう点で、今回の調査を行った専門家、専門家と言われるんですけれども、私の言っている茨城大学の藤井陽一郎教授、これもこの道の専門家ですけれども、これらの人たちが、断層が礫を引きずり込んで礫層に変位を与えた可能性がある、とても変位は全くないというふうに断定できるものではないというふうに調査の結果を発表しておられるわけです。その写真が雄弁にそのことを語っているわけです。

こうした点で私は、中部電力の当初の申請書、これには重大な作偽があるんじゃないかというふうな思ひがたがたないわけです。当初の二号炉の申請書、そこではボーリングで地質調査をしているが、その申請書の中にはこういうふうな書いてあるわけです。この地域には原子力発電所の基礎として問題になるような規模の断層または破砕帯は見当たらないと。こういう断定、これが基礎になつて一号炉、二号炉の建設がどんどん進められた。しかも、その点に十分な点検のメスが入れられないまま三号炉へ進んでいくという、こういう形になつてきている。これでも安全委員長、あなたがおっしゃるように、私が思うのでは非常に恣意的なセレクトをしたそういう

スケッチ図だけで、もうこれで安全大丈夫というふうな言ひ切れるのかどうか。

住民や学者、専門家の方々が、この申請書に添付されたから一遍全部見せてもらいたい、それを見せろ何かぐあいが悪いことがあるんですかと、こう聞くと、いやぐあいが悪いわけじゃない、見る必要がないんだと。こういう言ひ方ではこれは説得力がない。ですから、本当に納得するで原子力行政を進める、あなたも言われる公開の原則というものが鉄則だというふうな言われるんだから、見たいという人たちは全部スケッチ図を見せろということにしてしるべきじゃありませんか。

○説明員(御園生圭輔君) ちょっと議論がかみ合わなくて恐縮に存じますけれども、安全委員会といたしましては、つけられてきた書類とそれから実際に専門家が現地で見たとから事を判断して、いかにいうことを申し上げておるので、あるかないかというところはちよつと私には御返事できかねる問題なのでございます。

○佐藤昭夫君 私がこれだけ何回も繰り返して提起しているこの問題について、それならば、そういう不安を表明しておる住民の代表や学者、専門家の人たちに、それ以外のところの露頭のスケッチ図であれば、それ以外のところの露頭のスケッチ図について見せるという問題について、一遍安全委員会として検討をする、そういう意思もありませんか。

○説明員(御園生圭輔君) そういう図があるとかなんとかいうことではないと私は思つておりまして、現実には専門家が現れて、そういうものは問題はないという判断を下したことを私たちは信用しているということでございます。それから、しかも、公開ヒヤリングその他におきまして、いつても地元の方の御意見は伺えるように私たちはこれはやってきておりますので、そういう機会をお使いになればよかつたというふうな感じ次第でございます。

○佐藤昭夫君 地元の人たちの意見は向うようにしている。いま意見が出てくるわけですね、見たい、一遍見てみたいという。冒頭、最初の方で言っておいたのは、一つは掘削の実際の現場を見たいという、これについてはできるだけそれに対応していくようにしたいということでありまして、けれども、問題は、申請書に添付されてない露頭地点のスケッチ図、これが意図的に隠されているのではないかと不安を持っているというので、こういう疑問、不安を解消するためにも、なぜ見せられないのですか。くどいようですが、何かがあいの悪いことがあるんですか。こんなにかたくなに拒否されるということは、何かこれは意図的に隠しているんじゃないかというふうな思わざるを得なくなりますよ。見せて何かあいの悪いことがあるんですか、もう一遍聞きますけれども。

○説明員(末廣恵雄君) 御指摘の露頭でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、今回御指摘がありましたように、いわゆる上の第四紀層とそれから下の第三紀層の断層がつかつていて、そういうふうな微候は全くございません。したがって、私も、私もといたしましては、それは設置者の調査結果に基づきまして現地で確認したわけでございますが、スケッチ図につきましては、そういう意味で安全評価上必要ないということで申請書に載っていないわけでございます。ただ、関心をお持ちの方が非常に多いということをお伺いしましたので、検討させていただきますと思ひます。

○佐藤昭夫君 結論が、検討したいということですが、ずいぶんこのことだけで時間をとって繰り返して繰り返してきただけでなければ、この段階で、委員長に二つのことについてひとつ御検討をお願いしたいと思うのです。一つは、私がいろいろ申し上げておきました、住民や学者、専門家のそういう不安、これを解消するためにも、原子力行政の公開の原則から言つて、一遍この目で見た、現場なり資料なり、こ

れを見たいというものについては、極力見せて、言うならば公明正大に原子力行政を進めていくというこの基本精神を貫くということが必要じゃないかということで、いま私は、申請書、そこに添付されてない露頭地点のスケッチ図、これを見たいという者には全部見せる、こういうふうにするべきではないかという問題が一つ。

それから、いままでやってきた専門家の検討を信頼しておるという言い方をされておるので、けれども、私は、この間の専門家の科学者会議の結果、これはこれで耳を傾けるべき重要な問題が指摘されておるということで、本来は、本日この委員会へ、私の質問に何遍も出しました茨城大学の藤井教授をお招きして、ここで必要な発言をしていただくというふうなつもりをしておつたんですけれども、自民党の理事さんの御承諾が得られないので本日実現をしなかつたということですが、けれども、できるだけ近い機会に藤井教授などを当委員会として招致して、一遍正確にこの藤井教授などの御意見を委員会としてお聞きする。そして、政府側が言っているのと、あるいは安全委員会側がおっしゃっているのと、どっちが科学的に的を射た考えなのかということ委員会として見きわめるということ、この二つの問題を委員長としてしるべく理事会等での御協議をお願いしておきたい。

二つのことを提起しておきます。
○委員長(中野明君) 理事会で検討いたします。
○佐藤昭夫君 それでは最後に、もう一つの問題をお尋ねしておきます。

五十六年二月の衆議院予算委員会がわが党の不破議員が質問で取り上げた問題でありまして、いわゆる浜岡原発敷地地盤の液化化問題というのを取り上げてきました。これを受けて、安全委員会としても一定の検討をされたわけでありまして、けれども、その後の安全委員会の報告書を見ますと、地質、地盤の評価について六つの論点、これを整理しつつ、その中の一つに液化化問題というのを検討の課題に上ってきたということになつて

いるわけですね。その結論が、地震時における敷地面砂丘の液化化については、最近の知見等に基づいて検討した結果、液化化が発生する可能性のある範囲は一部だ、したがってこれによる原子炉施設への影響はないという結論を下しておられるわけですが、一体、安全委員会がどういう根拠とすべき資料に基づいてこういう判断をされたのか。

その判断をした資料、これがまた公開されてないわけですね。明らかにされてない。あの報告書にはごく二、三行、結論だけが書いてございます。こういう最近の知見等によつてということですが、どういふ知見を引用したのかということなんかは何ら明記されていないということでもあります。この六つの論点の他の五つ、これについては、本来の中部電力の申請書にもそれなりの、こういうことが記載されている。ところがこの液化化問題については、いま言いました結論だけが書いてあるという状況で、この点について私も私どもの疑問というのには氷解をしない。したがって、この液化化問題についてはいま引用しましたようなそういう判断を下された根拠資料、この根拠資料を公開してもらいたい。この点、まずどうでしょう。

○政府委員(赤羽信久君) 地質、地盤につきましては、原子炉安全審議会でもかなり多くのそれぞれ専門にわたる審査委員に御参加を願つて審査しているわけでございます。したがって、たとえば最近の知見、これは具体的な数字をちよつと思ひ出しませんけれども、液化化をする条件というのは最近かなりわかつてきております。そのことは主になつてはいるわけでございますが、これは各専門家の方々が専門的に各自、身につけておられる、それに基づいて判断をされるということでございます。もちろん、そのもとをさかのぼつていけば個別の資料というのはあるのでございます。ようけれども、その個別の資料を直接対象にして審査をするというのは、本日の専門的な掘り下

げた審査はできないわけでございます。大ぜいの専門家が協議されることによって最新の知見が適用されるという意味でございます。

それで、この場合どうなつたかと申しますと、相良層そのものは御承知のとおり、砂岩、泥岩でございます。これは明らかに液化化の条件を持つていない。砂丘がございまして、それについての状況を調べた結果、砂の部分も全部液化化の対象にならない、一部だけが液化化の対象になるといふ判断を下したわけでございます。したがって、砂丘が崩壊してそれが発電所に影響を与え、つて施設への影響はないものと判断するという結論になつて出たものと記憶しております。

○佐藤昭夫君 依然として抽象的な説明ですね、局長。何月何日実際にこういう調査、観測をやつて、どういふデータが得られたのでしたか。つて、どういふデータの説明もない。あるいは、どれどれという研究プロジェクト、それは単数であれ複数であれ、こういう研究の結果という結論に到達しておるというふうな説明もない。こういう状況では、この液化化問題といううなもの、いわば、別に不安材料にはならない、考慮の対象にならぬという説明をしたことにはならぬでしょう、あなたのいまのような説明では、いろいろ学者がございまして、研究の結果まあ大丈夫ということの語になつておりますという程度のことです。

これは、それならば、私が正式に請求をすれば、たとえばいま私が言つたような、何月何日という調査によつて、あるいはだれだれという学者、単数ないし複数、その研究の結果こういうことになつておつて、これをもとに安全委員会としては大丈夫という結論を出したんですという、その根拠資料は全部出せますか。

○政府委員(赤羽信久君) この審査会におきまして、さらに部会あるいは専門の小委員会において議論されるわけでございますが、そこでの議論の仕方と申しますのは、きちんとした印刷物になつ

た資料がある場合もございますし、メモで済ます場合もございますし、あるいはその場で専門家の方々がメモをつくって御議論になる場合もございますし、それから専門家同士でございますから口頭だけでも相当深い議論ができる、いろいろな形があるわけでございます。それを逐一録音あるいは速記をしていくわけでもございせんので、すぐ一つのまとまった資料にして提出せよということにつきましては、いかなる話題につきましてもなかなか困難でございますし、お答えしにくいと思

【委員長退席、理事後藤正夫君着席】

います。ただし、その議論の経過をいつまでも説明せよということではございせん、現在私詳細な手持ちがございせんけれども、別途御説明に参上することはできるんじゃないかと思っております。

経済もそうでありまして、いま世界全体から見ますと、技術におきましても大変な転換期にきていっているふうには思っています。そういった意味で、大臣が世界の科学技術の動き、これをどのようにとらえていらっしゃるのか、そこからお聞きしたいと思っております。

【理事後藤正夫君退席、委員長着席】

○佐藤昭夫君 とてもいまのような言い方では納得できませんね。もう今日は時間がございせんのであれですけれども、大臣、お聞きになっていて、いまのような説明をしておいて、質問者が納得すると思いませんか。納得できるはずがない。

さてそこで、いま小西先生御指摘のとおり、その中においてわが国はどうなんだろうとか、こう考えてみると、そこにはやはり世界はこうであるから今後かくあるべしというものが幾つか出てまいります。

○政府委員(赤羽信久君) 文書の意味でございまして、先ほど申し上げましたように当日のメモ、口頭のやりとりを全部筆記したものという形では、現在そのものが存在してないわけでございます。しかし、その議論をたどりまして概要を御説明するということでしたら可能でございまして、あるいはそれをメモとして御説明に参上するということはできると思っております。

その一つを具体的に申し上げますと、それはもう先ほど来、遺伝子のようなああいう問題があったでしょう。ああいう問題につきましては、もう少し体制を急速に整えて、そうしてやらなければならぬ。それから、まだいまだと、こういうことでもう一つ具体的に述べますと、先ほどS T O Lの話がございましてけれども、本日に私たちは航空機技術につきましてはすばらしい国でありまして、しかし、材質が伴わない。大体もう排気タービンにしましても、それからロケットにしましても、私たち日本の方が着想、発想は早かったわけでありまして、ところがついにそれが実用に使えなかったというの、材質にあつたわけでありまして、だからその材質部門につきましては、いわゆる先端的な基礎的な研究というものの、

○佐藤昭夫君 とにかくそれを提出してもらって、またこの委員会でも議論をしましょう。

もう一步世界に追いつくためにやらなければならぬ、こういうふうな具体的な感じを持つておるわけでありまして、これは後発でありますけれども、宇宙科学につきましても、これは後発でありますけれども、宇宙科学にきくもここまですばらしいものになつたなど、こういう感じを持つております。全体をとらえてみますと、先進国の中では私は本当にすばらしい地位、知見というものを備蓄しているところまでできているなど、こういうふうには評価いたしております。

○小西博行君 きようは長官の所信に対する質問というところでございまして、比較的マクロ的な問題から質問に入らせていただきたいと思います。

○国務大臣(安田隆明君) 私も着任いたしましたし、科学技術庁の、即わが国の科学技術政策の全体像というものをよく勉強させていただきまして、行政体系はこれでいいんだろかな、その重点はどこにあるんだろかな、いろいろとらえてみますという、先進国はいろいろな態様でもつてこの行政の組織、行政の取り組み方をやっておりますけれども、私は先輩の英知によつてわが国の行政組織、行政体系はすばらしいものがあるかと。

○小西博行君 予算から見ますと、圧倒的に原子力関係、これが大きいわけですね。だけれども私自身は、原子力はもちろんやらなきゃいかぬの、すけれども、それ以外の、いまおっしゃった科学技術会議、ここに何か政府として一つのテーマといたしまして、重点的な方向も一緒にあわせてやらなく、どうやら、余りにもやるのがたくさんあるものですから、予算配分が中心になつてしま

○国務大臣(安田隆明君) これも御指摘のとおりでありまして、ちょうど科学技術会議に先般、三月十四日でございますが、本会議を開催していただきました、いわゆる将来の展望に立っていかにあるべきかという科学技術長期ビジョンというものの全体像を早く出してくださいます、こういう諮問をいたしました。こういうことで、これをいま見守っております。この政策路線というものの、戦術というものを早く欲しいと、こういう段階でございまして、私たちはその路線に従つてやりたい、こういうふうには思つておるわけでございます。

つてなかなかそれが進まないという感じが前からしておるんですが、その辺に關してどうなんですか。科学技術会議の使い方といいますか、いまおっしゃったようなことだと思っておりますけれども、もつとそこを目的意識を持つていただければ、うな何か方向はないものだろうか、こういうふうには思っています。

○国務大臣(安田隆明君) 先ほど申しましたけれども、具体的にいわゆるとらえるべき目標というものは、本当に先端的ないわゆるサイエンスの、あるいはまた人体、生命工学の、こういうふうなところが一つの大きな私はとらえどころになるんじゃないか。科学技術庁、何か即原子力、こういうふうな印象を持つていただくと、これは非常に遺憾であります、われわれはすばらしい圧縮されたあるものをとらえておるわけでありまして、そういう意味から申しますと、いま本当に、小西先生のおっしゃいますように、ある目標を一つとらえて、その目標のとらえ方はもちろん調整された姿でなくちゃなりませんけれども、いま申しましたそういう分野というものは、科学技術会議の中で私は恐らく答申として出てくるんじゃないかと、こういうふうには思っております。

○小西博行君 先ほど太田議員の方からも少しありましたのですけれども、先進国の技術国際協力、こういうことでかなりサミットでもやられて、そしてそれぞれの分担においてやっていくというふうな方向が定まっていますと聞いておるんですけれども、その問題についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○政府委員(原田裕君) 先般のサミットの作業部会におきまして、一応全体で二十二のテーマにつきまして共同研究しているところではないかということになりました。そのうち四つのテーマ、光合成、それから原子力関係では軽水炉の安全性の問題、それから先端ロボットの問題、それから太陽電池の問題、この四つのテーマにつきましては、日本が幹事国になつて推進しようということになつたわけでございます。日本が幹事国となつて推

進するこのテーマにつきまは、日本がこれ中心でございすけれども、こういうテーマに参加しようという国が各テーマごとに大体数カ国ずつあるわけにございす。そういう数カ国の専門家の方々とすでに会合を持ちまして、今後の進め方、段取りなどの打ち合わせを開始いたしてあります。たとえば光合成でございすけれども、これは日本におきましては理研が中心になる予定でございす。先般、理研が中心となりまして参加各国、アメリカ、ヨーロッパ各国などの専門家が日本に参りまして、一種のシンポジウムのような会合を開きましてそれぞれ意見を述べ合つた。これを理研の方で取りまとめ、また今後の段取りの案などをつくり各国と相談をしていく、こういうことになるわけにございす。

それから、日本が参加する予定の十六のテーマがございす。これは核融合ですとかいろいろなテーマがございすけれども、そういうテーマにつきまは、それはそれぞれ別国が決まっておりますから、その決められたリード国の号令に従つてこれから共同作業を進めていく。それぞれの各テーマにつきまは、日本のようにそういう会合を持つたテーマもありまして、これから持とうというテーマもありまして、目下のところは完全に足並みがそろつてゐるというわけではありせんけれども、お互いに一生懸命やろう、こういうような感じでおりますので、私といたしましては、今後長い期間にわたると思ひますけれども、順調に進んでいくのではないかと思つております。

○小西博行君　そこででさうした結果ですね、すばらしい技術が開発される。これはどういふことになつてゐるんでしょうか、でさうしたものに對しては、いろいろな国が参加してゐるわけにございす。それをちよつとお聞きしたい。

○政府委員(原田稔君)　でさうした成果の取り扱いについてどうするかという事は、まだ統一的な考え方ができてゐないというのがはつきり申し上げて現在の段階でございす。現在取り上げられてゐるテーマはいずれも相当ロングランのテ

ーマでございすから、すぐにその成果の取り扱いが問題になるといつたような事態にはならないものがあるけれども、いろいろな問題にございす。したがらしまして、関係の専門家の方々もまだそういう問題意識が比較的に少ないように思ひますが、私は、これから研究が進んでいく、幸いにしてそういうような成果の取り扱いが問題になるような成果が出てきそうだとすることになるとすれば、恐らく各テーマごとにそれぞれ事情も違つてまいりますので、テーマごとに各国が集まりまして、どうするかという事を相談することになるのではないかと思ひます。

○小西博行君　リード国になるということはそれだけ日本が進んでゐる分野についてももちろんリーダーシップをとるということですから、当然日本の方がかなり有利に一つの研究というものが展開されていくだろうと思ひます。そうしますと、当然、でさうしたものに對して、こうだということ非常に強い主張が出てくるんじゃないか。うつかかりしますとそこまた一つの大きな摩擦が出てくるんじゃないか、従来ともそういう経験も何度かありますから、その辺のところは私非常に心配なんです。いいのが出てきたらそのとき話し合ふというんだけれども、現実にはそれは非常にむずかしいことじゃないですか。

○政府委員(原田稔君)　それが出てきそうな段階でやることになるか、あるいはもつと手前の段階で成果の取り扱いをどうするかというのを議論するの、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたとおり相当ロングランのテーマでございすから、決してそれでのんきであるわけではございせんけれども、先生の御議論もひとつ踏まえて、日本がリード国となつてゐる四つのテーマにつきまして、どういふ対応をするのか、寄り寄り検討していきたいと思ひます。

○小西博行君　私は、そこが非常にポイントになるのじゃないかと思ひます。そうしないと、どこの国も思ひ切つて予算をかけてやるということのろまではないかと思ひますし、同時に、一流の人

間をなかなかよこさないという問題にもなるんじゃないでしょうか。それは、従来日本がわりあいそういう方法でやつてきたわけですね。実は本当にできる人というのは別のところについて、情報を吸収するためにそこへ参加してやるというふうな、ギブ・アンド・テークの精神からいいますと非常にひきよな方法というの、過去産業の關係でもやつてきたという事実がありますから、特に私はその辺のところを明確にしておかないと、せつかく協力してやりましようと言つたものがあつて摩擦の起爆剤になつてしまふ、そういう感じがするものですから、ぜひともそこを大臣よく考へていただきたい、そのように考へます。

さて、私は、これにちよつと関係しておるわけなんです、科学技術の情報、これを少し、これはひよつとしたら通告してゐないんじゃないかと思ひます。さつき太田議員の方からかなり質問がありましたものですから、科学技術の情報の方をちよつとお聞きしたいと思ひます。

御承知だと思ひますが、科学技術の情報というのは、いま世界じゅうで大体四百万件とあるいは五百万件と、物すごい膨大な情報が出てゐる。しかもそのサイクルというのが非常に短期間で終つてしまふ。つまり、いい技術も一年もすれば古いんだという、そういう状態です。陳腐化してしまふ。そのように、情報というのは非常に大切じゃないか。だから、ハードの面も非常に大事なんですけれども、むしろそういうソフトの、情報のシステムを一体どうするのだ、こういう問題が私は非常に大切な時期にきてゐるんじゃないかと思ひます。

いままではほとんど海外からもらつてきたんですけれども、どうもその辺がわが国の場合には整備を十分してゐないのじゃないか。情報のギブ・アンド・テークというのが非常に弱いんじゃないか、もらうばかりじゃあないか、そういう感じがするものですから、特にこの科学技術の分野は非常に大切だと思ひますので、その辺に對するお考

えをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(原田稔君)　先生のおつしやるとおりでございまして、科学技術の情報をいかに上手に集め、かつこれをいかに利用者が使いやすいような形で提供するかというの、科学技術の研究のベースと申しますか、一種のインフラストラクチュアみたいなものでございす。わが国はその点で、アメリカに比べてはもう相当おくれでございすし、ヨーロッパに比べても必ずしも進んでゐるとは言へないような状態だと思ひます。御案内のとおり、JICSTと申しまして日本科学技術情報センターという特殊法人がありまして、そこで科学技術情報の収集、その提供といった仕事をやつております。また最近、民間でもこういうような仕事をやるようなところも出てきております。

当面私どもは、このJICST、日本科学技術情報センターの業務の充實、強化、特に先生のおつしやつた独自のデータベースをなるべく集めていくという、そういうような方面での業務の強化、充實というものを中心に集めていきたいと思つております。

○小西博行君　そこで、科学技術情報活動推進懇談会というのがあるやうであります。そこで「科学技術情報活動推進の目標と施策について」というふうなものの、中で指摘されておるんです。当面の課題七項目。これのそれぞれ具体的な施策というんですか、それがどこまで進んでゐるんだらうか。それをひとつお聞きしたいんです。この七項目はもうよく御存じだと思ひます。これ、それぞれについてちよつと簡単に説明していただかせんか。

○政府委員(原田稔君)　それは数年前に、科学技術情報活動推進懇談会というところで、会長に加藤三郎さんになつていただきました。科学技術庁長官のたしか私的な諮問機関という形で持つた会合であると思ひます。

そこで先生御指摘のとおり七つの点につきまして御意見が出たわけにございす。まず第一点

は「データベースの拡充」でございます。これは一番ベースになるわけでございますが、たとえば、五十三年度におきましては、JICSTの科学技術文献ファイルの年間蓄積件数は三十九万件増でございましたが、五十八年度は四十六万件増、増分がこれだけふえているわけでございます。かなり充実されております。

それから第二点は、同じ項目の中でございますが、いろいろな化合物の関係のデータベースをひとつ開発しようということで、現在科学技術振興調整費をちやうだいいたしまして、そのシステムの開発に着手いたしております。

第二番目の項目が「オンラインサービスの拡充」でございます。これは先生御案内のとおり、五十六年の四月からJICSTの本格的なオンラインサービス、JOIS IIというのを開始いたしております。これは漢字の端末を利用いたしております。これは非常に便利なものでございます。それから、いろいろな情報を提供する科学技術情報提供関係の機関がございまして、そういった機関との共通のネットワークをつくるための技術開発、これも振興調整費をちやうだいいたしまして現在開発中でございます。

第三番目が「一次情報サービスと各種案内サービスの強化」という御指摘がなされておりますが、この関係につきましては、たとえばJICSTの情報資料館を五十五年の七月に開設いたしております。

四番目が「国内諸機関の育成」でございますが、これは御案内のとおり、特許情報センターですとか、化学情報協会ですとか、あるいは日本医薬情報センターですとか、こういったところが、ある面ではJICSTと競争しつつ、またある面ではJICSTと補助連携しつつ、それぞれ活発な活動を行っております。それからJICSTの支所、支部も充実いたしております。現在御案内のとおり、七支所一支部が設置されております。

五番目が「国際協力活動の推進」でございます

が、これにつきましては実は本年度から、フランスの一種の政府関係機関でございますが、科学技術ドクメンテーションセンターというのがございまして、このJICSTとの間で情報収集等でお互いに協力しよう、お互いに人を派遣しようというところで予算をちやうだいいたしております。それから同時に、JICSTのファイルのうち農業関係あるいは資源エネルギー関係につきましては、英文の抄録をアジアの諸国に提供いたしております。

六番目は「科学技術情報活動の円滑化」ということでございますが、特に現在、科学技術情報の様式の標準化の指針などをつくりまして、能率的に情報提供ができるようなそういう検討をいたしております。

それから最後に「筑波地区におけるモデル活動の推進」でございますが、御案内のとおり、筑波支部におきまして各種の案内業務を実施いたしておりますが、筑波地区の三機関、工技院、農林関係あるいは公害研を含めた各種データベースを共通のネットワークで利用するための技術開発に、これも着手いたしております。

大体、概略以上のとおりでございます。○小西博行君 私、資料によりまして、日立とか、松下、東芝、三菱、それから日本電気、こういう民間の会社でいま均七千億円以上の金を投資して、そういう一つの情報のシステムをつくらうという動きがあるというふうに聞いておるわけですが、これと、実際に国のそういう情報機関との関係、これはどういうふうになるんでしょうか。

○政府委員(原田稔君) 結論的に申し上げますと、そういうところで実際に実用化されるようなそういう成果を、このJICSTの方でちやうだいいして、これを利用して、いいシステムであれば、いいシステムをJICSTの方でちやうだいいして、そのシステムにのせてひとつ円滑に科学技術情報が提供されるような体系をつくる、こういうことになると思います。

先ほど申し上げましたいろいろな情報機関、公益法人が中心でございますが、そういったところとの情報の連携業務につきまして、現在科学技術振興調整費をちやうだいいたしてその技術開発を進めているわけでございますが、その中でも専門家の方々に入ってもらって検討しておるわけでございまして、そういった民間で開発されるような成果も踏まえて当然そこで検討がなされていると、こういう状態であるわけでございます。

○小西博行君 特に、日本の民間の場合は、米国のからたくさん情報を買っているといいますが、そういうことを聞くんですが、その辺の実態はどうなんですか。米国の情報機関を日本がどんどん利用しているというのを聞くんですね。こっちから売るものは余りなくて向こうから買うものは非常に多いと、こういうふうになっているんですが、どうなんですか。

○政府委員(原田稔君) 現在、米国のこういう科学技術情報の提供機関としては、ロッキードというのがございまして、ロッキードが数年前に日本に出てきて仕事を開始しておるわけでございまして、そのほか化学関係の情報につきましても、アメリカの情報が日本に來まして、それが提供されていると、正確な件数はちよっといま手元にございせんが、かなり利用度が大いようございまして、それに比べて、日本の方から提供する情報の量というのは、私やはり非常に少ないと思えます。これは、一つは日本語の障害という点もありまして、やっぱり英文に直して提供しないとなかなか利用しにくいという点もございまして、現在実は、科学技術情報につきまして簡単な機械翻訳をやろうというところで、科学技術情報の機械翻訳で英文化しよう、こういう仕事も研究に着手したばかりでございます。科学技術情報は御案内のとおり非常に定型化された文章が多いわけでございまして、一々人間でやると非常に手間がかかりますから、これができ上がりますと、かなり日本からの提供、したがって相互の交流も相当に活発になるのではないかと考えております。

○小西博行君 いまCADというのがありますね。CADは、向こうから非常にすばらしいものが入っております。たとえば一つの設計をする場合、これはもう何百というデータがそこに入っておりまして、自分で大体決めてやればその確かな形が設計段階ですぐできる。これは日本の場合はいぶんおくれれておりまして、何か一つやっつてやろうと思えますと、自分が一々デザインしなきゃいけない。米国の場合は、たくさん情報全部を集めておるものですから、自分の好きなものがそこで即座に展開できる。しかもそれは、立体的な形にもコンピュータですぐやれる。こういうふうには非常に、特に米国というのはそういう情報はすばらしく整備されている。

特に私、研究者の立場で考えてみますと、どうしてもそういう過去のいろいろの実績がある。それを集約的に一つのものにまとめる。この辺が非常に私、研究システムにとつて大切じゃないか。ところがなかなか、自分の研究は見せたくないというふうな、国民性かもしれないけれども、その辺のところから、実は世界に仲間入りする場合に、お互いに協力しようといつても、どうも日本の学者はおかしいじゃないかという感じが出てくるのではないかと、それを一番心配しているわけです。

ですから、私はそういった意味で、せつかくこれから新しいシステムでやらせようとしている幾つかのプロジェクトに対しては、できるだけそういうふうなオープンにできるようなことをやっていかないとギブ・アンド・テークができないと思う。いつもいただくばかりだけれども、しまいにいなくなる。そこに大きな摩擦が出てしまふ。こういうことを一番心配するものですから、特に研究という科学技術、先端技術の開発にしろ、私はそういうシステムの整備ということ、特に科学技術庁が責任を持ってやるべきじゃないかなと。民間の場合もそうだけれども、リーダーシップをとって一つのシステムを、お手本をつくるべきじゃないか、そのように思うのです。

ですから、私はそういった意味で、せつかくこれから新しいシステムでやらせようとしている幾つかのプロジェクトに対しては、できるだけそういうふうなオープンにできるようなことをやっていかないとギブ・アンド・テークができないと思う。いつもいただくばかりだけれども、しまいにいなくなる。そこに大きな摩擦が出てしまふ。こういうことを一番心配するものですから、特に研究という科学技術、先端技術の開発にしろ、私はそういうシステムの整備ということ、特に科学技術庁が責任を持ってやるべきじゃないかなと。民間の場合もそうだけれども、リーダーシップをとって一つのシステムを、お手本をつくるべきじゃないか、そのように思うのです。

が、これは大臣の方からちよつとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(安田隆明君) よく話はわかります。われわれもこゝまで、非常に世界の注目を受けるようなところまでまいりました。したがつて私たちは、先導的なあるいは主体性を持った科学技術を国際的にどうするか、こういうことになりま

す。そう、先生のおっしゃったとおりだと思ひます。そういう心構えでやりたいと思つております。

○小西博行君 もうこれで終わりとしたいんですが、さつき一番最初に申し上げましたように、こういう趣旨説明ですね、これはこの委員会でもそうだと思うので、大臣になられたわけですから、総花的な文章の集約みたいなならざるを得ない部分があるとは思ひます。それ

けれども、こういうものの中に何か具体的な、長官でないときでないというようなカラーを私はぜひ出していただきたい。そして同時に、おれはこれをやりたいんだということをおっしゃつていただきますと、われわれもそれについては十分勉強して対応していく、こういう形が私は理想的じゃないかと前から思つております。ですから、余りにもやる分野が科学技術の場合は広いものですから、ここの質疑の場合でも大体決まつてしま

うわけですね、やつぱり原子力関係がもうほとんどじゃないかと思ひますけれども、そういう意味で、ありとあらゆる分野で長官の姿勢を明確に出していただきたい。そのことを申し上げて、何かございましたら。

○国務大臣(安田隆明君) 非常にありがたい御提言をいただきました。私も勉強させていただきます。考えてみると、いろいろな分野でもつてこれから世界の先端を走らなかならないとい

う中では、やつぱり私は、私個人の考え方でございませうけれども、ライフサイエンスの問題は今後これは本格的にやつてみたい、そのために行政組織の中でどうするかいな。臨調が強いことを言つております。そういう中ではやはり私は、自

分としてはこういう方向へ将来科学技術庁の政策展開というものはやつてみたい、こういうものは幾つかあるわけでありませう。そういうことをよく心がけてこれからやらせていただきたいと思ひます。

○小西博行君 もう一つだけ。そういう意味では、私も理化学研究所へ二回ほど行かせていただきましたが、そこにいらつしやるいろいろな研究者の方というのは、われわれが行くことによつてまた奮発するという部分があるんで、ここでも奮発されるとやつぱりそれだけ

奮発する。PRしていただいたというところにもなると思ひます。長官、しよつちゅうというわけにはいかないでしようけれども、研究者の刺激をぜひやつていただくと、長官の顔を見るとえらく研究の成果が上がると思ひますので、ぜひともそういうことも含めてお願いしたいと思ひます。

○委員長(中野明君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(中野明君) 次に、技術士法案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。安田科学技術庁長官。

○国務大臣(安田隆明君) 技術士法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

技術士制度は、昭和三十三年に、高度な専門的応用能力を有する技術コンサルタント人材の育成をねらいとして創設されて以来、着実に発展を遂げ、現在では技術士の数も一万六千人を超えており、社会的に高い評価を得ているところであります。

一方、わが国における近年の技術進歩はきわめて著しく、また、社会経済の状況も大幅に変化してきております。このような状況に対応するため、科学技術庁長官の諮問機関である技術士審議会においては技術

士制度のあり方について議論を重ねてまいりましたが、昨年その結論が出ましたので、政府といたしましては、これに沿つて今般技術士法の改正を行うこととした次第であります。

次に、この法律案の要旨を述べさせていただきます。

第一は、技術士制度の活性化を図る観点からの改正であります。

すなわち、新技術への進取性、探究性に富む優秀な若手人材の参入を積極的に図るため、技術士の指導のもとでその業務を補助し、将来技術士となるのに必要な技能を修得する新たな道を開くこととし、これに技術士補の名称を与えることとするものであります。

技術士の資格を得るために必要な第二次試験を受験するためには七年以上の業務経験が必要であります。技術士補は、技術士のもとで四年以上の業務経験があれば、この試験を受験できることになるのであります。

第二に、行政の簡素化の観点からの改正であります。

その第一点は、定型化されつつある制度運用面の合理化を図るため、試験の実施に関する事務並びに登録の実施に関する事務を科学技術庁長官の指定する者に行わせることができることとするものであります。

その第二点は、受験者がきわめて少ない予備試験を廃止し、学歴を問はず技術士試験を受験できるように改めることとするものであります。なお、制度運用面の簡素化につきましては、臨時行政調査会の部会報告の指摘にも沿うものであります。

これらの改正点以外は、従来どおりであります。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(中野明君) 以上で本案の趣旨説明は終了。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月十一日)

一、技術士法案

午後三時五十八分散会

本日はこれにて散会いたします。

第九十八回国会科学技術振興対策特別委員会会議録第四号中正誤

ページ		行	
一	三	調査費	調整費
七	二	不安定	不安全
二	一	御努力	御協力
三	二	御努力	御協力
三	二	御努力	御協力

昭和五十八年四月二十一日印刷

昭和五十八年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局